

1 月企画運営委員会次第

日 時 平成 29 年 1 月 12 日(木)14:30～
場 所 県社会福祉会館 2 階 第 2 会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 3 月定時総会及び 4 月定時総会の開催について
 - (2) 新年懇親会の開催について
 - (3) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 16・42,43,44,45,46,47,48,49,50,51
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

※2 月企画運営委員会(予定)

平成 29 年 2 月 9 日(木)14:30～ 県社会福祉会館 2 階第 2 会議室

一般社団法人神奈川県保育会定時総会の開催日程案について

1 3月定期総会(事業計画・予算案総会)

- ① 日時 平成29年3月9日(木)16時～
- ② 場所 神奈川県社会福祉会館会議室
- ③ 議題
 - 議案
 - ・ 平成29年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について
 - 報告事項
- ④ 当日のスケジュール
 - ・13:00～ 理事会
 - ・14:00～ 企画運営委員会
 - ・16:00～ 総会

2 4月定期総会(事業報告・決算総会)

- ① 日時 平成29年4月22(土)11時10分～
- ② 場所 神奈川県社会福祉会館会議室
- ③ 議題
 - 報告事項
 - ・ 平成28年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
 - ・ その他
- ④ 当日のスケジュール
 - ・10:00～ 保育事業大会式典
 - ・11:10～ 総会
 - ・14:00～ 研究発表会

※4月企画運営委員会 4月13日(木)

新年懇親会次第

日時 平成29年1月12日(木)17:30～
会場 ホテルプラム
3階「ジョルジュサンク WEST」

- | | |
|-----------------|----------|
| 開 会 | 渡部総務委員長 |
| 1 開会のことば | 飯塚保育士会会長 |
| 2 理事長あいさつ | 萩原理事長 |
| 3 来賓あいさつ | |
| ・神奈川県 | 中島副知事 |
| ・神奈川県議会 | 森議長 |
| ・神奈川県社会福祉協議会 | 篠原県社協会長 |
| 4 来賓紹介 | 渡部総務委員長 |
| 5 乾 杯 | 富田相談役 |
| — 懇 談 ・ 会 食 — | |
| 6 保育士会による楽しいゲーム | |
| 7 中締め | 宮田副理事長 |
| 閉 会 | 渡部総務委員長 |

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計が公表
～第29回子ども・子育て会議、第32回基準検討部会合同会議 開催～…………… 1
- ・ 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会 開催…………… 5
- ・ 国家戦略特別区域限定保育士試験における講習修了による実技試験の免除について…………… 5

保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計が公表 ～第29回子ども・子育て会議、第32回基準検討部会合同会議 開催～

平成28年12月5日、子ども・子育て会議（第29回）、基準検討部会（第32回）合同会議が開催されました（国の子ども・子育て会議は、本年度2回目の開催）。

議事は、「地方分権提案募集に係る処遇改善等加算の認定等について」事務局から説明がありました。また、平成29年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況や平成28年度企業主導保育事業の進捗状況等の資料のほか、本年10月から実施された「保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等」の中間集計の状況について報告がありました。

当日配布された資料は、下枠内のとおりです。

【配布資料】

- | | |
|--------|--|
| 資料1 | 地方分権提案募集に係る処遇改善等加算の認定等について |
| 資料2 | 平成29年度における子ども・子育て支援新制度の概算要求の状況について |
| 資料3-1 | 保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計の状況について |
| 資料3-2 | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に係る実態調査の中間集計の状況について |
| 資料4 | 平成28年度企業主導型保育事業の進捗状況について |
| 資料5 | 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会審議のまとめ（案・概要） |
| 資料6 | 教育・保育施設等における重大事故防止対策を考える有識者会議（第2回：平成28年10月25日開催）における主な議論について |
| 銚資料1-1 | 保育所等関連状況取りまとめ（平成28年4月1日） |
| 銚資料1-2 | 待機児童解消加速化プラン集計結果 |
| 銚資料1-3 | 待機児童及び待機児童解消加速化プランの状況について（概要） |
| 参考資料2 | 平成29年度における私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況について |
| 参考資料3 | 委員提出資料 |

○議事「地方分権提案募集に係る処遇改善等加算の認定等について」

以下の3つの項目について、提案内容及び対応方針（案）が説明されました。

平成28年の地方からの提案（処遇改善等加算）

提案 施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲

対応方針（案）

加算率認定権限が、都道府県に集約されたことにより、事務手続きが長期化し、加算額が速やかに保育所等に勤務する職員に行き渡らないことは望ましくなく、提案を踏まえ、指定都市・中核市に移譲することとする。

平成27・28年の地方からの提案（認定こども園の権限）

提案 幼保連携型以外の認定こども園の認定権限の指定都市への移譲

対応方針（案）

昨年からの協議が整ったことから、提案を踏まえ、幼保連携型以外の認定こども園の認定権限を都道府県から指定都市へ移譲することとする。

平成28年の地方からの提案（認定こども園の権限）

提案 認定こども園に関する情報提供等の権限移譲

対応方針（案）

第29条*及び第30条*については、指摘を踏まえ、認可・認定をした自治体へ届出を行うこととする。

ただし、第28条*については、都道府県知事が管内の情報を集約し一括して公表することを目的としているため、都道府県に存置することとする。

*都道府県知事は、管内の認定こども園の情報を公開しなければならない。（認定こども園法第28条）

認定こども園の変更届の一部と運営状況の報告については、指定都市等が認可した幼保連携型も含め、一律に都道府県知事に提出することとなっている。（同法第29条、第30条）

※資料から一部抜粋・整理（全保協事務局）

対応方針（案）について、複数の委員から賛意を示す旨の発言がありましたが、一部の委員からは、各種の権限が指定都市・中核市へ移譲されることで、地域間格差の広がりや懸念する声が挙げられました。

このことを受けて、座長（無藤 隆 白梅学園大学子ども学部 教授）からは、「本日の子ども・子育て会議において、委員各位から挙げられた意見も十分ふまえた上で、提案された対応について進めていくこととしたい」旨の発言があり、了承されました。

○「保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計の状況について」

本調査は、本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の記載等をふまえ、保育所等の給与実態等を把握し、これまでの処遇改善策の効果の検証等を行うもので、保育所、幼稚園*、認定こども園等が調査対象となっています（*私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみ）。

調査対象ごとの中間集計については別添の通りです。中間集計の概要から、主要な項目等について、以下のとおり抜粋します。

保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計の状況について（抜粋）

1. 調査の概要

(1) 目的

本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の記載等を踏まえ、保育所等の給与実態等を把握し、これまで行ってきた処遇改善策の効果の検証等を行うもの。

(2) 調査対象

保育所、幼稚園（※）、認定こども園等

（※）私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみ

(3) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

(4) 調査項目

①保育所等の職員の配置・給与の状況

②保育所等の職員の処遇改善の状況（給与の年度間比較）等

(5) 回収状況（10月21日時点）

	実態調査			処遇改善調査		
	調査客対数	回収数	回収率	調査客対数	回収数	回収率
保育所	9,332	3,642	39.0%	9,363	3,522	37.6%
幼稚園	2,081	809	38.9%	2,071	887	42.8%
認定こども園	1,310	470	35.9%	1,313	455	34.7%

※実態調査：保育所等の職員の配置・給与の状況について平成28年3月時点で調査

※処遇改善調査：保育所等に在籍する職員のうち、24年度末（幼稚園等は26年度末）と27年度末とも在籍している職員の賃金の状況について調査

2. 中間集計の概要

(1) 職種別職員1人当たり給与月額

①保育所

○保育士（常勤）の1人当たり給与（賞与込み）は、私立保育所が月額26万3,513円（平均勤続年数9.6年）、公立保育所が月額28万6,911円（平均勤続年数10.1年）。

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算 人員	1人当 り給与	平均勤 続年数									
	人	円	年	人	円	年	人	円	年	人	円	年
施設長	1.0	523,885	25.3	0.0	280,326	10.3	1.0	513,178	27.5	0.0	213,713	3.8
保育士	12.5	263,513	9.6	2.7	152,842	7.0	11.0	286,911	10.1	2.3	152,188	5.1
主任	1.0	374,449	19.8	0.0	83,662	16.0	1.0	442,686	21.7	0.0	175,924	12.3

※「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値。

※「1人当たり給与」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。

※「常勤」…施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」…常勤職員以外の従事者。

※「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

②幼稚園

○教諭等（常勤）の1人当たり給与（賞与込み）は、私立幼稚園が月額22万1,829円（平均勤続年数9.2年）、公立幼稚園が月額32万6,034円（平均勤続年数10.1年）。

※新制度に移行した私立幼稚園は、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要。（有効回答数（57か所）の属性：平均利用定員104人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度）

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算 人員	1人当 り給与	平均勤 続年数									
	人	円	年	人	円	年	人	円	年	人	円	年
園長	0.9	425,058	21.0	0.1	105,050	9.8	0.8	491,583	28.9	0.2	171,542	11.3
副園長・教頭	0.6	327,441	19.4	0.0	150,000	1.0	0.3	494,121	24.5	0.0	-	-
教諭・助教諭・講師等	6.2	221,829	9.2	1.0	132,148	7.3	3.6	326,034	10.1	1.0	141,021	5.8
主幹教諭	0.5	301,214	18.9	0.0	-	-	0.3	459,298	20.4	0.0	-	-

③認定こども園

○保育教諭等（常勤）の1人当たり給与（賞与込み）は、私立認定こども園が月額22万8,063円（平均勤続年数9.5年）、公立認定こども園が月額29万770円（平均勤続年数12.9年）。

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算 人員	1人当 り給与	平均勤 続年数									
	人	円	年	人	円	年	人	円	年	人	円	年
園長(施設長)	1.0	395,914	22.7	0.0	460,277	19.8	1.0	511,437	29.2	0.0	-	-
副園長・教頭	0.6	364,516	28.5	0.0	250,959	2.9	0.7	376,891	26.6	0.0	-	-
保育教諭等	8.5	228,063	9.5	2.2	115,214	5.0	16.3	290,770	12.9	2.6	157,239	2.3
主幹保育教諭	1.2	290,599	19.7	0.0	112,137	2.6	0.6	546,703	27.5	0.0	-	-

(2) 職種別職員の賃金改善状況

①保育所<私立保育所>

- 全体（「基本給及び手当」＋「一時金/12」）の改善率は、7%以上となっている。
- 全職種において、「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

②幼稚園<私立幼稚園>

- 教諭などの全体（「基本給及び手当」＋「一時金/12」）の改善率は、7%以上となっている。
- 「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

③認定こども園<私立認定こども園>

- 保育教諭などの全体（「基本給及び手当」＋「一時金/12」）の改善率は、7%以上となっている。
- 「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

※資料から一部抜粋・整理（全保協事務局）

○資料は内閣府ホームページ「子ども・子育て会議」に掲載されています。

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会 開催

平成 28 年 11 月 28 日、厚生労働省は、都道府県・指定都市・中核市の担当者向けに「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」を開催しました。

本説明会に先立つ、11 月 11 日に公布・発出された改正社会福祉法の施行に伴う関係政省令・関係通知等（本ニュースNo.16-41 で既報）について説明がされたものです。

なお、上記の公布・発出時に周知された内容に加えて、厚生労働省が実施する「改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗等調査」についての説明がありました。

調査は 2 回にわたり、第 1 回目は全所轄庁を対象に「ガバナンスに関する調査（定款変更手続き状況、新評議員選任等の準備状況に係る項目）」及び「地域協議会等の立ち上げに関する調査」を、12 月 1 日時点の状況に基づき、12 月 15 日を提出締切として実施されます。

第 2 回目は、全国社会福祉法人を対象に、所轄庁を経由して平成 29 年 2 月 1 日時点での準備状況等（定款変更手続き状況、新評議員選任等の準備状況等）について、2 月 20 日を提出締切として実施されます。

当日の資料は、厚生労働省のホームページからご覧いただけます。

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉事業と社会福祉法人制度 > 社会福祉法人制度改革について

3. 会議資料

社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会（平成 28 年 11 月 28 日）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

国家戦略特別区域限定保育士試験における講習修了による 実技試験の免除について

平成 28 年 11 月 8 日、厚生労働省は、通知「厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第 1 条第 4 項に規定する講習の実施について」を発出しました。

国家戦略特別区域限定保育士試験（以下、「特区試験」）において、都道府県知事又は指定都市市長が実施する講習を受講することにより、当該試験の「実技試験」を免除する制度が導入されることとなり、「保育実技講習会実施要領」が別紙のとおり定められました。

保育実技講習会の受講対象となるのは、特区試験の筆記試験に合格した者であって、同一の回の特区試験における実技試験を受験していない者となります。

保育実技講習会の内容には、保育現場での保育士の役割や保育表現技術の実際について理解を深めるために、「保育実践見学実習」が位置づけられています。

上記通知等の詳細については、別添の資料をご参考ください。

平成 28 年 11 月 8 日
雇児発 1108 第 3 号

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第 1 条第 4 項に規定する講習の
実施について

保育士試験については、「保育士試験の実施について」(平成 15 年 12 月 1 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により実施しているが、保育人材の量的拡大を図るため、国家戦略特別区域限定保育士試験の創設等の措置が講じられる中、多様な人材の参入を推進する観点から、人材の質を確保しながら、受験者に多様な選択肢を提供する仕組みの検討を行ってきたところである。

今般、国家戦略特別区域限定保育士試験において、都道府県知事又は指定都市市長が実施する講習を修了することにより、当該試験の実技試験を免除する制度を導入することとし、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令(平成 28 年厚生労働省令第 167 号)を制定するとともに、別紙のとおり、保育実技講習会実施要領を定めたので、御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

保育実技講習会実施要領

1 趣旨

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 33 号。以下「施行規則」という。）第 1 条第 4 項に規定する都道府県知事又は指定都市市長が実施する講習（以下「保育実技講習会」という。）を適切に実施するための要領を定めるものとする。

2 受講対象者

保育実技講習会の受講対象となる者は、国家戦略特別区域限定保育士試験（以下「特区試験」という。）の筆記試験に合格した者（施行規則第 6 条の規定により読み替えて準用する児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条の 11 の規定により筆記試験の受験を免除されている者を含む。）であって、同一の回の特区試験における実技試験を受験していないものとする。

3 実施機関

保育実技講習会は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が実施主体となるものであるが、都道府県等は、指定保育士養成施設又は都道府県等が保育実技講習会を適切に実施することができることと認めた機関（以下「実施機関」という。）に保育実技講習会の一部又は全部を委託することができる。ただし、課程修了の認定に係る事務については、都道府県等が実施する。

都道府県等は、委託を行うにあたって、実施機関に対し、様式 1 による保育実技講習会実施計画書の提出を求め、保育実技講習会の実施体制等を確認するとともに、保育実技講習会が実施された後、様式 2 による保育実技講習会終了者名簿の提出を求めることとする。また、保育実技講習会の実施上知り得た受講者等の秘密の保持について、十分な措置を講じることを求めることとする。

4 保育実技講習会の内容

保育実技講習会は、別表に定める科目、内容及び時間数を満たすものとする。また、別表に掲げる科目のうち、保育実践見学実習については、別紙 1 の保育実践見学実習実施要領及び別紙 2 の保育実践見学実習受入実施指針を踏まえ、実施するものとする。なお、保育実技講習会の実施にあたっては、科目ごとの教育内容について、一貫性があり、効果的なものとなるよう留意する。

5 実施体制

(1) 講師

保育実技講習会の講師は、以下のいずれかに該当する者とする。なお、イに該当する者については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する講師又は助教として、5 年以上の経験を有する者のほか、指定保育士養成施設の教科担当専任教員として、5 年以上の経験を有する者とするのが望ましい。

ア 学校教育法に基づく大学において児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授、准教授の職にあり、又はあった者

イ 都道府県知事又は指定都市市長がアに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

(2) 教育内容編成主任

保育実技講習会では、保育の表現技術全般の講習内容の編成の総合調整を行うとともに、受講者の評価を行う者（以下「教育内容編成主任」という。）を置くこととする。なお、教育内容編成主任は、指定保育士養成施設の教科担当専任教員として、5 年以上の経験を有するものが望ましく、講師と兼務することを妨げるものではない。

(3) 施設設備

保育実技講習会の実施にあたっては、保育実技講習会の実施期間において、専用に利用できる場所を確保するとともに、演習を適切に実施することができる会場を確保することが望ましい。

6 受講者に対する評価及び修了認定

保育実技講習会は、原則として、受講者が全ての科目を受講したことをもって修了したものと認定し、様式 3 による修了証を受講者に交付するものとする。なお、保育実技講習会の実施にあたっては、事前に受講者に対する評価基準を作成し、実施機関の指示に従わないなど、受講者の態度が不適切であった場合、評価基準に基づき、修了の認定を行わないことができる。

7 その他

(1) 実施形態及び実施時期

保育実技講習会の実施にあたっては、様々な受講者がいることを踏まえ、平日の昼間の実施に限らず、休日や平日の夜間に実施するなど、受講者に配慮したものとなるよう検討した上、実施の日時を決定する。

(2) 公表すべき事項

保育実技講習会に関する情報（内容、日時及び会場等）及び実施機関に関する情報（名称、主たる事務所の所在地及び電話番号等）については、都道府県等のホームページ等において公表する。

(別表)

科目	区分	内容	時間数
保育の表現技術 (音楽表現)	演習	① 子どもの発達と音楽表現に関する知識と技術 ② 身近な自然やものの音や音色、人の声や音楽等に親しむ経験と保育の環境 ③ 子どもの経験や様々な表現活動と音楽表現とを結びつける遊びの展開	6
保育の表現技術 (造形表現)	演習	① 子どもの発達と音楽表現に関する知識と技術 ② 身近な自然やものの色や形、感触やイメージ等に親しむ経験と保育の環境 ③ 子どもの経験や様々な表現活動と造形表現とを結びつける遊びの展開	6
保育の表現技術 (言語表現)	演習	① 子どもの発達と絵本、紙芝居、劇(人形劇含む)、ストーリーテリング等に関する知識と技術 ② 子ども自らが児童文化財等に親しむ経験と保育の環境 ③ 子どもの経験や様々な表現活動と児童文化財等とを結びつける遊びの展開	6
保育実践見学実習 (事前指導)	講義	① 保育実践見学実習の目的と配慮事項	1
保育実践見学実習	実習	① 保育現場の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所(又は児童福祉施設)の生活と一日の流れ ・ 子どもの観察とその記録 ・ 子どもへの援助やかかわり ・ 保育計画や子どもの発達過程に応じた保育内容 ・ 子どもの生活や遊びと保育環境 ・ 子どもの健康と安全 ② 専門職としての保育士の役割と職業倫理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士の業務内容 ・ 職員間の役割分担や連携 ・ 保育士の役割と職業倫理 ③ 保育現場における保育の表現技術の実際 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育における保育表現技術の実際 ・ 状況に応じた保育表現 	6
保育実践見学実習 (事後指導)	演習	① 保育実践見学実習の総括と自己評価 ② 課題の明確化	2
合計			27

(別紙1)

保育実践見学実習実施要領

1 保育実践見学実習の目的

保育実践見学実習（以下「実習」という。）は、保育実技講習会の受講者が実習の受入を行う保育所その他の児童福祉施設（以下「実習先施設」という。）において、保育現場での保育士の役割や保育表現技術の実際について理解を深めるために実施するものとする。

2 実習を行う保育所等の選定方法

実習は、保育士の養成について理解があり、受講者に適切な指導又は助言を行うことができる保育所その他の児童福祉施設で実施する。実施主体又は実施機関が実習先施設を選定し、受講者の受入に関して当該実習先施設と調整を行う。

3 事前準備

(1) 実習先施設との調整に関する事項

① 実習の内容

ア 1日の実習の時間は、休憩時間を除き、6時間を基本とすること。ただし、実習の時間帯は実習先施設の事情を考慮する。

イ 実習開始前に、実習先施設の概要並びに実習の内容及び一日の流れ等について、受講者に説明する。

ウ 受講者が異なる年齢やクラスを見学・体験できることが望ましい。

エ 受講者は子どもと別の場所で食事をすることを原則とする。ただし、環境を工夫した上、子どもと同じ場所で食事をすることは差し支えない。

オ 子どもの午睡の時間帯又は実習終了後、受講者にレポートを作成させる。

カ 受講者と実習先の保育所等の保育士との質疑応答の時間を設ける。

② 実習の人数

1か所で実習を行う人数は、実習先施設における1つのクラスで1人から3人程度までが適当と考えられるため、実習先施設と事前に調整を行う。

(2) 留意事項

① 保険への加入に関する事項

万が一の事故に備え、実施主体又は実施機関は受講者に係る傷害保険等の保険に加入する。

② 細菌検査に関する事項

ア 感染症対策等の衛生面での配慮が特に必要であるため、子どもの給食（調乳及び配膳を含む。以下同じ。）に関する業務については、受講者が直接関わらないことを原則とする。

イ 実習先施設において、受講者が子どもの給食に関する業務に携わることを可能とする場合、受講者に事前に細菌検査を受けさせる。

③ 予防接種に関する事項

ア 予防接種（麻しん、風しん、三種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風）、流行性耳下腺炎（おたふく）、水痘（水ぼうそう）及び結核等）の接種状況を確認する。

イ 予防接種を接種していない場合、実習先施設から実習の参加について了承が得られないことも考えられるため、予め受講者に周知する。

④ 実習先の保育所等に関する事項

ア 実習中は実習先施設の指示を尊重する。

イ 実習中及び実習後において、実習先施設における子どもや職員の個人情報 を漏らさないよう予め受講者全員に誓約書を提出させる。

ウ 受講者から実習終了後にレポートを提出させる。

エ 実施主体で定める実習の時間数を満たさない場合等については、保育実技講習会の修了認定を行わないことができる。

4 実習当日の対応

(1) 実施主体の対応

実習の当日においては、実習先施設に実施主体又は実施機関の職員が同行することを原則とする。なお、やむを得ない事情により、当該職員が同行しない場合においても、受講者に対する評価を適切に実施する体制を整備するとともに、実習先施設及び受講者からの緊急の連絡に対応できる体制を確保する。

(2) 実習先施設の対応

① 助言又は指導

実習の終了後、実習先施設の保育士が受講者に対する助言・指導を行う機会を設ける。

② 受講者の管理

実習先施設に実施主体又は実施機関の職員が同行しない場合、当該実習先施設において受講者の名簿等を備え、受講者の本人確認を行うとともに、実習終了後、実施主体又は実施機関に対し、受講者の受講状況を報告する。

5 実習を実施することが困難な場合の対応

やむを得ない事情により、実施主体又は実施機関において実習を実施することが困難となった場合、映像等を活用した演習をもって代えることができる。ただし、この場合においても、実習で習得すべき内容を満たすとともに、受講者からレポートの提出を求める。

実習先の保育所等の事情や受講者の健康状態等により、実習先施設で実習の受入ができなくなった受講者に対しては、実習の代わりとなる補講等の代替措置を用意する。

(別紙2)

保育実践見学実習受入実施指針

1 保育実践見学実習における受講者の受入の意義

保育実践見学実習（以下「実習」という。）において、保育実技講習会の受講者の受入を行う保育所その他の児童福祉施設（以下「実習先施設」という。）は、実習の意義として、以下に掲げる内容を理解し、実習の受入を行うこととする。

- (1) 保育を担う人材の育成を支援する機会であること。
- (2) 子どもの観察や関わりの視点を明確にすることにより、保育の実践に関する理解が深まること。
- (3) 保育士が受講者に対する助言又は指導を行うことにより、自らの保育を見直す機会にもなり、保育の質の向上につながること。

2 実習先施設の対応

(1) 事前準備

① 情報共有

実習先施設の職員が実習の目的、内容、受入体制及び注意事項等を共有するとともに、保護者及び子どもに対しても実習の実施について周知を行う。

② 実習プログラム

ア 実習先施設は、実施主体又は実施機関から実習の具体的内容に関する希望を聴取した上、実習のプログラムを作成し、実施主体又は実施機関と実習当日の対応について事前に調整を行う。

イ 実習のプログラムは、受講者が保育の表現技術の実践に関わることができる内容とするとともに、実習先施設での1日の流れ、実践的な保育の展開及び保育現場での保育士の業務内容が受講者に理解できる内容とする。

ウ 実習先施設は、実施主体又は実施機関を通じて、プログラムの内容を受講者に事前に周知する。

(2) 当日の対応

① 実習前の準備

実習の当日、実際に実習を開始する前に実習先施設の職員が受講者に対し、実習のプログラムの説明を行い、円滑に実習が行われるよう配慮する。

② プログラムの実行

ア 実習のプログラムにおける各項目の内容を明確にし、実習を行いながら、受講者からの質問に答えるよう配慮する。

イ 事故等のトラブルがないよう、見守りと指導を行う。

ウ 休憩時間を確保する。

エ 実習記録を作成し、受講者へ渡す。

③ 実習の振り返り

子どもの観察や関わり等のプログラムが終了した後、受講者が主体となり、実習先施設の保育士と実習の振り返りを行う。

(様式1)

都道府県知事 殿
指定都市市長

実施機関代表者氏名

印

保育実技講習会実施計画書

標記について、次により、保育実技講習会を実施するため、関係書類を添えて提出する。

保育実技講習会の名称		
実施機関の名称		
実施機関の主たる事務所の所在地等		
保育実技講習会を実施する会場の所在地		
開講期間		
受講定員		
教育内容編成主任の氏名		
講習会の内容		
科目名	開講時間	担当講師の氏名
保育の表現技術（音楽表現）		
保育の表現技術（造形表現）		
保育の表現技術（言語表現）		
保育実践見学実習（事前指導）		
保育実践見学実習		
保育実践見学実習（事後指導）		

(注) 開催要綱等の講習会の内容に関する資料並びに教育内容編成主任及び担当講師の経歴に関する資料を添付すること。

(様式3)

保育実技講習会修了証書

氏 名
生年月日

あなたは、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）第1条第4項に規定する講習を修了したことを証します。

平成 年 月 日

都道府県知事
指定都市市長

1. 調査の概要

(1) 目的

本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の記載等を踏まえ、保育所等の給与実態等を把握し、これまで行ってきた処遇改善策の効果の検証等を行うもの。

(2) 調査対象

保育所、幼稚園^(※)、認定こども園等

(※)私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみ

(3) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

(4) 調査項目

- ①保育所等の職員の配置・給与の状況
- ②保育所等の職員の処遇改善の状況（給与の年度間比較）等

(5) 回収状況（10月21日時点）

(単位:か所)

	実態調査		処遇改善調査	
	調査客対数	回収数	調査客対数	回収数
保育所	9,332	3,642	9,363	3,522
幼稚園	2,081	809	2,071	887
認定こども園	1,310	470	1,313	455
				回収率
				37.6%
				42.8%
				34.7%

※実態調査:保育所等の職員の配置・給与の状況について平成28年3月時点で調査

※処遇改善調査:保育所等に在籍する職員のうち、24年度末(幼稚園等は26年度末)と27年度末ともに在籍している職員の賃金の状況について調査

2. 中間集計の概要

(1) 職種別職員1人当たり給与月額

① 保育所

○ 保育士(常勤)の1人当たり給与(賞与込み)は、私立保育所が月額26万3,513円(平均勤続年数9.6年)、公立保育所が月額28万6,911円(平均勤続年数10.1年)となっている。

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数									
1 施設長	1.0	523,885	25.3	0.0	280,326	10.3	1.0	513,178	27.5	0.0	213,713	3.8
2 保育士	12.5	263,513	9.6	2.7	152,842	7.0	11.0	286,911	10.1	2.3	152,188	5.1
3 主任保育士	1.0	374,449	19.8	0.0	83,662	16.0	1.0	442,686	21.7	0.0	175,924	12.3
4 保育補助者	0.2	194,137	3.6	0.5	147,948	4.8	0.2	182,890	6.0	0.6	151,985	3.9
5 調理員	1.5	245,005	9.4	0.6	143,745	5.6	1.3	268,535	11.0	0.5	138,108	4.9
6 栄養士	0.4	289,324	8.2	0.0	153,083	2.2	0.2	328,602	8.9	0.1	184,606	3.5
7 看護師(保健師・助産師)・准看護師	0.3	299,808	9.4	0.1	185,983	5.2	0.2	301,458	9.5	0.0	168,908	5.3
8 うち、保育業務従事者	0.1	298,636	11.7	0.0	157,802	4.3	0.1	288,095	9.2	0.0	138,442	2.1
9 事務職員	0.6	306,353	10.3	0.1	155,063	6.4	0.1	320,496	7.9	0.0	143,370	3.2
10 その他	0.2	324,280	14.0	0.2	124,741	6.1	0.2	259,087	11.5	0.2	141,872	4.5

施設数

627か所

209か所

※「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。

※「1人当たり給与」の金額は、平成28年3月分の月額給与・常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。

※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上20日以上勤務している非常勤職員は

「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。

※「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

② 幼稚園

○ 教諭等(常勤)の1人当たり給与(賞与込み)は、私立幼稚園が月額22万1,829円(平均勤続年数9.2年)、公立幼稚園が月額32万6,034円(平均勤続年数10.1年)となっている。

※ 新制度に移行した私立幼稚園は、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要。
(有効回答数(57か所)の属性：平均利用定員104人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度)

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算人員	1人当たり給与 円	平均勤続年数									
1 園長	0.9	425,058	21.0	0.1	105,050	9.8	0.8	491,583	28.9	0.2	171,542	11.3
2 副園長・教頭	0.6	327,441	19.4	0.0	150,000	1.0	0.3	494,121	24.5	0.0	-	-
3 教諭・助教諭・講師等	6.2	221,829	9.2	1.0	132,148	7.3	3.6	326,034	10.1	1.0	141,021	5.8
4 主幹教諭(指導教諭を含む)	0.5	301,214	18.9	0.0	-	-	0.3	459,298	20.4	0.0	-	-
5 事務職員	0.7	258,337	13.7	0.2	125,675	11.0	0.0	195,851	8.4	0.0	96,957	2.0
6 教育補助者 (幼稚園教諭免許を有しない者)	0.1	167,274	1.5	0.3	108,035	5.9	0.1	155,034	3.1	0.1	98,813	2.5
7 調理員	0.1	137,478	8.0	0.1	131,216	9.4	0.0	225,524	13.7	0.0	128,100	3.0
8 栄養教諭・学校栄養職員・栄養士	0.0	267,140	1.0	0.0	-	-	0.0	635,105	29.0	0.0	-	-
9 バス運転手	0.4	203,860	13.4	0.4	139,564	6.6	0.0	-	-	0.0	140,000	2.8
10 療育支援補助者	0.0	93,264	2.0	0.0	-	-	0.0	146,180	4.2	0.1	88,491	3.9
11 養護教諭・養護助教諭	0.0	-	-	0.0	5,000	2.0	0.1	277,713	7.6	0.0	191,520	2.0
12 その他	0.1	188,605	2.8	0.1	101,952	1.4	0.2	240,501	9.8	0.1	125,236	5.6

施設数

57か所

117か所

※「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。
 ※「1人当たり給与」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。
 ※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。

※「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

③ 認定こども園

○ 保育教諭等(常勤)の1人当たり給与(賞与込み)は、私立認定こども園が月額22万8,063円(平均勤続年数9.5年)、公立認定こども園が月額29万770円(平均勤続年数12.9年)となっている。

<認定こども園>

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数
1 園長(施設長)	人 1.0	円 395,914	年 22.7	人 0.0	円 460,277	年 19.8	人 1.0	円 511,437	年 29.2	人 0.0	円 -	年 -
2 副園長・教頭	0.6	364,516	28.5	0.0	250,959	2.9	0.7	376,891	26.6	0.0	-	-
3 保育教諭・助保育教諭・講師等	8.5	228,063	9.5	2.2	115,214	5.0	16.3	290,770	12.9	2.6	157,239	2.3
4 主幹保育教諭・指導保育教諭等	1.2	290,599	19.7	0.0	112,137	2.6	0.6	546,703	27.5	0.0	-	-
5 調理員	0.6	180,544	6.6	0.4	125,010	3.5	1.3	243,912	16.1	0.5	143,755	1.2
6 栄養教諭・栄養士(5に含まれる者を除く)	0.4	200,206	5.7	0.0	97,700	3.3	0.1	381,579	6.2	0.0	170,996	3.8
7 事務職員	0.8	256,546	7.9	0.3	94,925	1.1	0.3	353,919	14.5	0.0	142,960	3.0
8 その他	0.4	248,878	7.5	0.7	121,394	4.8	1.6	233,191	6.9	0.7	135,941	6.7
施設数	112か所						11か所					

※「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。

※「1人当たり給与」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。

※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。

※「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

(2) 職種別職員の賃金改善状況

① 保育所

< 私立保育所 >

- 全体(「基本給及び手当」+「一時金/12」)の改善率は、7%以上となっている。
- 全職種において、「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

	集計人数	平均年齢 年数	平均勤続 年数	私立(常勤+非常勤)											
				基本給及び手当			一時金			「基本給及び手当」+ 「一時金/12」					
				24年度 円	27年度 円	差引 円	改善率	24年度 円	27年度 円	差引 円	改善率	24年度 円	27年度 円	差引 円	改善率
1 施設長	738	60.2	27.0	403,648	425,345	21,697	5.4%	1,269,889	1,438,607	168,718	13.3%	509,472	545,229	35,757	7.0%
2 保育士	7,924	36.5	12.6	208,064	226,680	18,615	8.9%	559,435	768,912	209,477	37.4%	254,684	290,756	36,072	14.2%
3 主任保育士	739	50.2	25.7	292,068	318,557	26,490	9.1%	884,887	1,119,337	234,450	26.5%	365,808	411,835	46,027	12.6%
4 保育補助者	38	48.6	10.8	174,315	183,837	9,523	5.5%	313,568	529,843	216,275	69.0%	200,445	227,991	27,546	13.7%
5 調理員	629	44.7	13.2	193,053	208,044	14,991	7.8%	553,488	699,846	146,358	26.4%	239,177	266,364	27,188	11.4%
6 栄養士	296	37.2	12.4	231,578	250,440	18,861	8.1%	664,136	884,442	220,306	33.2%	286,923	324,143	37,220	13.0%
7 看護師(保健師・助産師)・准看護師	148	47.0	14.1	241,293	250,187	8,894	3.7%	678,396	861,272	182,877	27.0%	297,826	321,960	24,134	8.1%
8 事務職員	338	48.0	13.4	233,071	254,486	21,416	9.2%	748,162	972,459	224,297	30.0%	295,417	335,525	40,107	13.6%
9 その他	102	53.8	15.7	265,095	291,574	26,480	10.0%	599,289	733,876	154,586	25.8%	315,035	354,297	39,362	12.5%
合計	10,952	40.7	14.8	231,079	250,349	19,270	8.3%	649,473	853,253	203,780	31.4%	285,202	321,453	36,251	12.7%

※平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。

※平成25年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみでの給与等について集計。

※「基本給及び手当」は平成25年3月分及び平成28年3月分の支給額。

※「一時金」は平成24年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

<公立保育所>

	集計 人数	平均 年齢 年数	平均 勤続 年数	公立(常勤+非常勤)												
				基本給及び手当			一時金			「基本給及び手当」+ 「一時金/12」						
				24年度	27年度	改善率	24年度	27年度	改善率	24年度	27年度	改善率				
1 施設長	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 保育士	32	56.4	26.3	384,649	413,258	28,609	7.4%	1,179,970	1,410,366	230,396	19.5%	482,979	530,789	47,809	9.9%	
3 主任保育士	374	35.0	10.9	218,232	242,499	24,267	11.1%	564,988	752,321	187,332	33.2%	265,314	305,192	39,878	15.0%	
4 保育補助者	37	45.8	21.5	296,668	319,176	22,508	7.6%	952,234	1,176,517	224,283	23.6%	376,021	417,219	41,198	11.0%	
5 調理員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 栄養士	22	42.8	12.1	191,844	206,589	14,745	7.7%	483,163	747,480	264,317	54.7%	232,108	268,879	36,771	15.8%	
7 看護師(保健師・助産師)・准看護師	10	33.6	9.3	198,070	216,881	18,811	9.5%	474,323	680,957	206,633	43.6%	237,597	273,627	36,030	15.2%	
8 事務職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9 その他	15	46.5	12.5	282,649	305,858	23,208	8.2%	328,807	495,504	166,696	50.7%	310,050	347,150	37,100	12.0%	
合計	500	38.6	13.4	238,728	262,071	23,343	9.8%	631,503	827,979	196,476	31.1%	291,353	331,069	39,716	13.6%	

※平成25年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみの給与等について集計。

※「基本給及び手当」は平成25年3月分及び平成28年3月分の支給額。

※「一時金」は平成24年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

※集計人数が一桁の職種は「一」としている。

＜公立幼稚園＞

	集計 人数	平均 年齢	平均 勤続 年数	公立(常勤+非常勤)											
				基本給及び手当			一時金			「基本給及び手当」+ 「一時金/12」					
				26年度	27年度	差引	改善率	26年度	27年度	差引	改善率	26年度	27年度	差引	改善率
1 園長	人	歳	年	円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
2 副園長	95	57.8	28.3	378,072	381,631	3,559	0.9%	1,257,890	1,283,768	25,878	2.1%	482,896	488,611	5,715	1.2%
3 教諭	16	49.6	27.3	458,378	454,629	-3,749	-0.8%	1,504,480	1,725,018	220,537	14.7%	583,751	598,381	14,630	2.5%
4 主幹教諭	349	38.1	13.5	307,550	314,816	7,266	2.4%	1,039,202	1,143,997	104,795	10.1%	394,151	410,150	15,999	4.1%
5 幼稚園教諭免許状を 有する教育補助者	22	47.9	22.9	365,663	379,599	13,935	3.8%	1,129,689	1,215,289	85,600	7.6%	459,804	480,873	21,069	4.6%
計	10	42.9	7.4	148,484	151,837	3,353	2.3%	20,008	20,270	262	1.3%	150,152	153,526	3,374	2.2%
	628	43.8	16.8	312,087	317,616	5,529	1.8%	994,717	1,074,972	80,255	8.1%	394,980	407,197	12,217	3.1%

※公立幼稚園においては、処遇改善を実施しているかは不明。

※平成27年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみ給与等について集計。

※「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。

※「一時金」は平成26年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

※集計人数が0又は一桁の職種は表記していない。

③ 認定こども園

＜私立認定こども園＞

- 保育教諭などの全体（「基本給及び手当」＋「一時金／12」）の改善率は、7%以上となっている。
- 「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」＋「一時金/12」			
				26年度又は24年度		27年度		26年度又は24年度		27年度		26年度又は24年度		27年度	
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 園長(施設長)	163	57.9	25.1	314,474	334,002	19,528	6.2%	712,214	998,121	285,907	40.1%	373,825	417,179	43,353	11.6%
2 副園長	88	56.3	29.0	283,453	297,434	13,981	4.9%	814,640	1,052,902	238,263	29.2%	351,340	385,176	33,837	9.6%
3 教頭	31	47.0	18.4	226,364	251,997	25,632	11.3%	872,953	1,060,738	187,785	21.5%	299,110	340,392	41,281	13.8%
4 保育教諭	870	31.9	8.7	187,925	211,428	23,503	12.5%	734,517	881,285	146,768	20.0%	249,135	284,868	35,733	14.3%
5 教諭	328	31.4	8.2	210,071	219,530	9,459	4.5%	840,892	1,108,642	267,950	31.9%	280,129	311,917	31,788	11.3%
6 保育士	130	33.6	9.3	193,998	222,119	28,120	14.5%	465,686	547,965	82,279	17.7%	232,805	267,782	34,977	15.0%
7 主幹保育教諭	83	42.4	14.3	226,137	244,535	18,399	8.1%	582,071	820,880	238,809	41.0%	274,643	312,942	38,300	13.9%
8 指導保育教諭	27	34.6	12.3	234,033	243,170	9,138	3.9%	724,157	986,705	262,548	36.3%	294,379	325,396	31,017	10.5%
9 主幹教諭	29	42.0	17.4	255,952	273,608	17,656	6.9%	810,211	996,725	186,514	23.0%	323,470	356,669	33,199	10.3%
10 主任保育士	10	48.4	23.1	258,033	300,190	42,156	16.3%	595,187	713,217	118,030	19.8%	307,632	359,624	51,992	16.9%
11 教育補助者	11	58.4	31.2	170,374	184,873	14,499	8.5%	392,270	443,798	51,528	13.1%	203,063	221,856	18,793	9.3%
12 調理員	98	44.9	11.2	175,687	182,192	6,505	3.7%	439,783	568,223	128,440	29.2%	212,336	229,543	17,208	8.1%
13 栄養士(主に栄養の指導等に従事する者)	32	32.1	6.9	193,871	191,230	-2,640	-1.4%	438,093	647,827	209,734	47.9%	230,378	245,216	14,838	6.4%
14 看護師(保健師・助産師)	18	44.0	10.6	218,503	246,093	27,590	12.6%	409,498	554,469	144,970	35.4%	252,628	292,298	39,671	15.7%
15 事務職員	147	42.7	9.9	203,668	218,234	14,567	7.2%	592,172	748,265	156,093	26.4%	253,015	280,590	27,574	10.9%
16 パソコン運転手	76	61.0	10.6	182,960	196,978	14,018	7.7%	414,848	478,713	63,866	15.4%	217,531	236,871	19,341	8.9%
17 その他	23	45.3	11.1	167,995	174,243	6,248	3.7%	224,085	326,701	102,615	45.8%	186,669	201,468	14,799	7.9%
合計	2195	39.7	12.6	215,868	233,923	18,055	8.4%	679,622	865,876	186,254	27.4%	272,503	306,079	33,576	12.3%

※平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。

※平成27年3月末日(保育所型認定こども園は平成25年3月末日)及び平成28年3月末日ともに勤務している職員のみとの給与等について集計。

※「基本給及び手当」は平成27年3月分(保育所型認定こども園は平成25年3月分)及び平成28年3月分の支給額。

※「一時金」は平成26年度(保育所型認定こども園は平成24年度)及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

※集計人数が一桁の職種は表記していない。

＜公立認定こども園＞

公立(常勤+非常勤)																
	集計 人数	平均 年齢	平均 勤続 年数	基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金/12」				
				26年度 又は 24年度	27年度	差引	改善率	26年度 又は 24年度	27年度	差引	改善率	26年度 又は 24年度	27年度	差引	改善率	
				円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%	
保育教諭	18	30.8	7.6	人	175,546	176,957	1,411	0.8%	480,125	787,095	306,970	63.9%	215,556	242,548	26,992	12.5%

※平成27年3月末日(保育所型認定こども園は平成25年3月末日)及び平成28年3月末日とも勤務している職員のみとの給与等について集計。

※「基本給及び手当」は平成27年3月分(保育所型認定こども園は平成25年3月分)及び平成28年3月分の支給額。

※「一時金」は平成26年度(保育所型認定こども園は平成24年度)及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

※「保育教諭」以外は集計人数が一桁であるため表記していない。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 29 年度税制改正大綱が示される…………… 1
- ・平成 28 年度企業主導型保育事業 第 4 次募集 申請受付中
～整備費・運営費ともに平成 28 年 12 月 28 日締切～…………… 2

平成 29 年度税制改正大綱が示される ～公益法人等課税について、関連制度の見直しの効果を注視～

平成 28 年 12 月 8 日、自由民主党・公明党は、「平成 29 年度税制改正大綱」を決定しました。

平成 18 年の公益法人制度改革以降、公益法人税制の見直しの議論が政府税調等で行われています。公益法人等課税については、平成 28 年 3 月 31 日に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律及び平成 29 年 4 月 1 日施行に向けた各種政省令の発出等、関連制度の見直しが進められている状況をふまえ、効果をよく注視する旨が記載されています。

公益法人等課税に関する、平成 28 年度及び平成 29 年度の税制改正大綱の記載の比較は以下のとおりです。

公益法人等課税について（関連部分抜粋）

○ 平成 28 年度税制改正大綱

非収益事業について民間競争が生じているのではないかとの指摘がある一方で、関連制度の見直しの動きもみられており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。

○ 平成 29 年度税制改正大綱

非収益事業について民間競争が生じているのではないかとの指摘がある一方で、関連制度の見直しが行われており、その効果をよく注視する。

※下線は全保協事務局

○平成 29 年度税制改正大綱

自由民主党ホーム > ニュース > 政策 > 平成 29 年度税制改正大綱

<https://www.jimin.jp/news/policy/133810.html>

平成 28 年度企業主導型保育事業 第 4 次募集 申請受付中 ～整備費・運営費ともに平成 28 年 12 月 28 日締切～

平成 28 年度から、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、企業主導型保育事業の実施が進められています。

今回の第 4 次募集（平成 28 年 12 月 28 日締切）をもって、平成 28 年度の募集は最後となります。

以下、企業主導型保育事業の助成等を担う「公益財団法人児童育成協会」のホームページで、申請にあたっての留意点等が示されています。

【企業主導型保育事業ポータルサイト（児童育成協会）から全保協事務局整理・抜粋】

企業主導型保育事業助成金第 4 次募集について（募集期間：12 月 1 日～12 月 28 日）

- 平成 28 年度の助成金については、平成 28 年度中に実施する事業（整備費であれば工事着工、運営費であれば保育施設の開所）が条件。
※本年度（28 年度）工事に着工する整備は、来年度（29 年度）に申請は出来ない。
（本年度中に助成決定となった継続事業分は除く）。
- したがって、本年度最後となる第 4 次募集は、
 - ①整備費については、平成 29 年 3 月までに着工が確実なもの
 - ②運営費については、平成 29 年 3 月までに開所が確実なもの が対象。
- 第 4 次募集の助成決定は 2 月中目途
- 募集期間は、12 月 1 日（木）0：00 から 12 月 28 日（水）17：00 まで。
- 最終日はシステムにアクセスが集中することが予想される。
※平成 28 年 11 月 1 日から企業主導型保育事業の助成申請（運営費、整備費）は電子申請に移行した。

【企業主導型保育事業ポータルサイト（公益財団法人児童育成協会）】※システム電子申請先

<http://www.kigyounaihoiku.jp/>

【企業主導型保育事業 実施要綱・助成要綱等】

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 仕事・子育て両立支援事業・その他 > 平成 28 年度 企業主導型保育事業の助成に係る申請について

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/ryouritsu/josei_shinsei_h.html#youkou

【お問い合わせ先】

- 助成の申請手続き等について

公益財団法人児童育成協会 両立支援事業部 電話：03-5766-3801 FAX：03-5766-3803

OSAKA しごとフィールド 中小企業人材支援センター内 企業主導型保育事業相談窓口(京阪神地区対応)

電話：06-6910-3765 FAX：06-6910-3781

- 企業主導型保育事業全般について

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)事業第 3 係 電話：03-5253-2111(内線 38349)

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

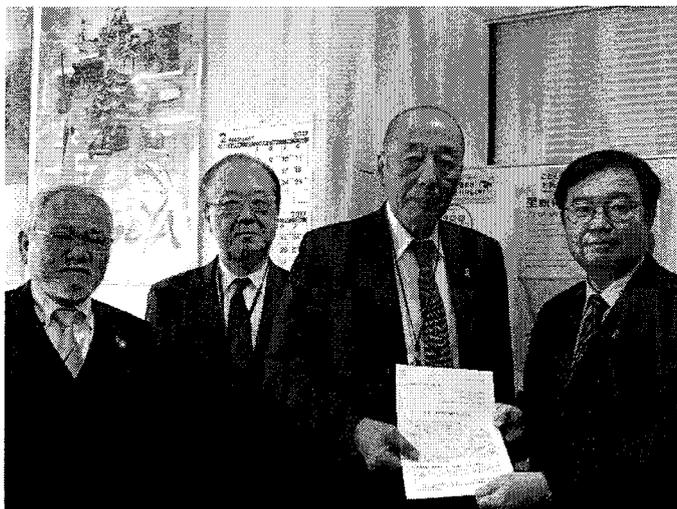
- ・ 保育三団体協議会 平成 29 年度に向けた保育関係予算を要望 …………… 1
- ・ 保育三団体被災地支援募金について（平成 28 年 12 月末で口座を閉鎖） …………… 1

保育三団体協議会 平成 29 年度に向けた保育関係予算を要望

平成 28 年 12 月 2 日、保育三団体協議会（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟）は、「平成 29 年度保育関係予算への要望」（別紙）を、厚生労働省、財務省、内閣府に提出しました。

（写真左から、全保協 万田 康 会長
日本保育協会 大谷 泰夫 理事長
全国私立保育園連盟 近藤 遼 会長
厚生労働省 吉田 学 雇用均等・児童家庭局長 ）

※要望の全文は別添をご参照ください。



保育三団体被災地支援募金について（平成 28 年 12 月末で口座を閉鎖）

平成 28 年 11 月 24 日、保育三団体協議会代表者会議（第 5 回）、実務者会議（第 5 回）を開催し、平成 29 年度保育関係予算に向けた要望書の協議のほか、熊本地震に係る保育三団体被災地支援募金事業の今後の取扱いについて協議・意見交換を行いました。

これまでに寄せられた募金総額は 102,645,239 円（11 月 22 日 14 時現在）に達し、第一期配分（3,000,000 円）、第二期配分（72,000,000 円）として実施してきました。

当初、本募金事業は期間を「28 年 4 月 22 日から 9 月 30 日」としましたが、期日以降も引き続き多くの募金へのお声が寄せられたことから、継続して募金を受け付けてきました。

本募金事業の口座は、平成 28 年末に閉鎖します。残金については年度末までに第三期配分として実施する予定です。

平成28年12月2日

内閣府特命担当大臣(少子化対策担当)

加藤 勝信様

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

財務省 主計局次長 可部 哲生 様

公益社団法人全国私立保育園連盟

会長 近藤 道

社会福祉法人日本保育協会

理事長 大谷 泰夫

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会

会長 万田 康

平成29年度保育関係予算への要望

今や、少子化対策、待機児童解消問題は国民的な関心事です。

平成28年6月には、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。この中で、内閣が「少子高齢化の問題に真正面から立ち向かう」ことが明記されています。そして新・第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」において、「安心して子供を産み育てることができる社会を創る」との決意が語られています。平成25年4月の「待機児童解消加速化プラン」、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行により、特に保育の受け皿確保は急速な拡充が図られてきました。

しかしながら、未だ待機児童問題は解消されておらず、現場の担い手である保育士の確保や、保育の質の確保については、その本質を捉えた更なる議論と早急な対策が必要です。「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする法の趣旨を踏まえ、「一億総活躍社会」の実現に向けて、更なる「量的拡充」と「質の向上」が望まれています。

日本の将来を担うすべての子どもにとって、よりよい成育環境の向上と家庭や地域における子育て支援の推進のため、更に保育所並びに認定こども園の質や機能の向上に向けて、安定的な財源の確保とともに、より一層の子ども・子育て施策の推進を求め、以下について要望します。

1. 保育の質・機能の向上のために財源を早急に確保してください

- 制度制定時に確認された「量的拡充」・「質の向上」を実現するため、子ども・子育て会議での共通理解でもある、我が国の子ども・子育て支援の安定的定着のために、消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源を早期に確保することを要望します。

- なお、0.3兆円超で見込まれる「質の向上」については、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』及びこれに直接影響する『処遇改善』を最優先し、更に以下の項目を優先的に取り組んでください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 保育標準時間認定に対応した常勤(正規)職員配置の改善・ 1歳児の職員配置を改善 (6:1→5:1)・ 4・5歳児の職員配置を改善 (30:1→25:1)・ 主に子育て支援を担う主任保育士等の専任化と常勤事務職員の配置・ チーム保育推進加算について、職員の平均勤続年数の要件の緩和・撤廃・ 保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置 |
|--|

※ 現在、検討されている「保育士のキャリアパスに係る研修体系の構築」等を鑑み、更なる保育士等の資質向上を目指す研修機会の環境整備が求められます。

2. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の維持

- 平成29年度までに検討し結論を得るとされている本制度について、保育士の人材確保対策に非常に重要な仕組みであることを鑑み、処遇改善を充実させ保育士確保を確実なものにするという政府施策の方向性と一致するよう、これまで通り公費助成に関して今後も維持・継続することを要望します。

3. 「保育所等整備交付金」等の拡充・推進

- 待機児童解消加速化プランに基づく保育の供給体制整備のため、引き続き、「保育所等整備交付金」及び「安心こども基金」の補助単価を、資材費や労務費等の動向を踏まえて改善することを要望します。

4. 幼児教育の無償化について

- 乳幼児期の教育の無償化には、子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源が必要です。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）がパブリックコメントに付される
～案件：社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（案）～ ……1

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）が パブリックコメントに付される

～案件：社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（案）～

平成28年12月14日、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（案）」がパブリックコメントに付され、意見・情報受付を開始しました（受付締切：平成29年1月12日）。

平成28年11月11日付の通知「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）」（本ニュースNo.16-41で既報）について、以下枠内の変更があり、12月14日時点版として公表、パブリックコメントに付されました。

○平成28年11月11日版からの変更点

- ・P7 (3) の「なお書き」の追加
⇒ 活用可能な財産が0以下となる場合、それ以降の計算を不要としたこと。
- ・P12 (4) の「注4」の追加
⇒ 賠償金を受けて設置された財産の取扱いを追記したこと。
- ・P17 ⑤の（）書きの追加
⇒ 大規模修繕費用が0未満となる場合については、0とすること。
- ・P19 (7) の追加
⇒ 事業用建物を一切所有していない法人について、特例的に必要な運転資金を12カ月分としていたところ、一部事業用建物を所有している法人についても、当該特例を適用することとしたこと。
- ・P21 (1) の「なお書き」の追加
⇒ 社会福祉充実事業として、職員処遇の充実を進めていくことの重要性を追記したこと。
- ・P23 (5) ⇒ 1/2以内を概ね1/2以上と改めたこと。
- ・P25 10の「なお書き」の追加
⇒ 社会福祉充実残額の増減のみがあった場合、計画の変更は不要であることを明確化したこと。
- ・その他文言の適正化等。

【資料掲載先】

e-Gov ホーム>パブリックコメント（意見募集中案件）>意見募集中案件詳細 社会福祉／その他
「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（案）」に対する意見の募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160311&Mode=0>

○掲載資料

- ・意見募集要綱
- ・（別紙）概要
- ・（別添 1）社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準
- ・（別添 2）別に定める単価等について

併せて、「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について、1 m²当たりの建設等単価、一般的な自己資金比率として定める割合、大規模修繕に必要な費用について定める割合が、以下枠内のおり示されました。

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

1. 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）の 3 の（5）の③の規定に基づき、別に通知する建設工事費デフレーターによる上昇率については、別表に掲げるとおりとするともに、別に定める 1 m²当たりの建設等単価については、250,000円とする。
2. 事務処理基準の 3 の（5）の④に規定に基づき、一般的な自己資金比率として、別に定める割合については、22%とする。
3. 事務処理基準の 3 の（5）の⑤に規定に基づき、大規模修繕に必要な費用として、別に定める割合については、30%とする。

加えて、厚生労働省ホームページ（社会福祉法人制度改革について）に、「社会福祉充実残額算定シート（案）（12月14日時点版）[Excel版/PDF版]」が、記載要領とともに掲載されています。

【資料掲載先】

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉事業と社会福祉法人制度 > 社会福祉法人制度改革について

平成 28 年 12 月 14 日（「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）について」の更新）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

○掲載資料

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）について（12月14日時点版）

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）」に基づく別に定める単価等について（案）（12月14日時点版）

【参考】社会福祉充実残額算定シート（案）（12月14日時点版）[Excel版]

【参考】社会福祉充実残額算定シート（案）（12月14日時点版）[PDF版]

【参考】社会福祉充実残額算定シート（案）記載要領（12月14日時点版）

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 調査研究協力者会議における議論の最終取りまとめ（案）が示される
～保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築について～…………… 1

調査研究協力者会議における議論の最終取りまとめ（案）が示される ～保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築について～

平成 28 年 12 月 19 日、「第 4 回保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議」が開催され、「調査研究協力者会議における議論の最終取りまとめ（案）～保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築について～」が示されました。

本調査研究協力者会議*1では、第 1 回（10 月 11 日）・第 2 回（10 月 30 日）の議論をふまえて「中間的な取りまとめ」が整理され、今般、第 3 回（11 月 24 日）における意見等をふまえて、最終取りまとめ（別添資料）の提示があったものです。

加筆・修正等された点は、研修の実施方法を段階化すること、研修の受講後にレポート提出を求めること、研修履歴を可視化（共通のハンドブック等）すること、実施機関によりばらつきがでないよう国がガイドライン等を定めること、などが挙げられています。

検討されてきた 8 つの分野別研修（「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー対応」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」「マネジメント」「保育実践」）の内容では、個々の分野に関する『ねらい』が設定されるとともに、具体的な研修内容の例が挙げられています*2。

このほか、「研修修了の情報管理」について、研修の実施主体は都道府県とすること（適当と認める団体に委託する方法も可）、保育団体や指定保育士養成施設が実施する研修を都道府県が指定することができること等をふまえて、情報管理のイメージが図示されています。

なお、本調査研究協力者会議をふまえた「シンポジウム」の開催が平成 29 年 2 月に予定され、研修内容や実施方法等について、地方公共団体等へ周知が図られていきます。

最終取りまとめ（案）は、第 4 回の協議をふまえて、座長・事務局（厚労省）で記載修正のうえ、年内を目途に最終報告とする旨が座長から確認されました。

*1 調査研究協力者会議には、全国保育協議会 小島 伸也 副会長が参画。

*2 「具体的な研修内容（例）」については、「内容」欄の研修事項として考えられる具体的な例であり、研修事項に即した内容であれば、これに限定されるものではない。」旨の注が付されています。

第4回調査研究協力者会議	資料1
平成28年12月19日	

調査研究協力者会議における議論の最終取りまとめ（案）

～保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築について～

平成 28 年 12 月 19 日
 保育士のキャリアパスに係る研修体系
 等の構築に関する調査研究協力者会議

はじめに

- 保育士は、子どもの保育や家庭での子育ての支援等に関する専門職として、保育所における中核的な役割を担うことが制度的に認められており、的確な子どもの理解、専門的知識・技術の向上や倫理観に裏付けられた判断・対応が求められている。
- 近年、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められるようになっており、日々の保育士としての業務に加え、各種の研修機会の充実によって、その専門性を向上させていくことが重要となっている。
- 現在、保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や、若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容¹に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が特に重要な課題となっている。
- 以上のような状況を踏まえ、本協力者会議では、一般から中堅の保育士を対象とした地方公共団体や保育団体が実施する研修について、保育現場で必要な専門性や研修事例等を踏まえつつ、保育士のキャリアパスを見据えて、リーダー的な役割を求められる職員への研修として体系化する方向での議論を行い、以下のとおり、取りまとめを行った。

1. 研修分野・時間数

- 現在、保育現場において専門的な対応が求められている分野としては、「乳児保育²」、「幼児教育³」、「障害児保育」、「食育・アレルギー対応」、「保健衛生・安全対策」及び「保護者支援・子育て支援」の6分野が考えられ、これらの分野におけるリーダー的職員の育成のための研修が必要となっている。

¹ 社会福祉法人日本保育協会の「保育士のキャリアパスに関する調査研究報告書」（平成26年度）において、保育士の知識・技能について、「①できない」「②教えてもらってできる」「③自分の力でできる」「④他の保育士を指導できる」「⑤保育士の集団や組織、園全体をリードできる」という5段階に分類するものがあるが、本協力者会議では、園内研修や初任者研修により①②の技能を習得した後の、③④の段階にスキルアップする保育士を対象とした研修について検討を行った。

² 主に0歳から3歳未満児向けの保育内容を念頭に置いたもの。

³ 主に3歳以上児向けの保育内容を念頭に置いたもの。

- また、リーダー的職員としての一定の経験を経て、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場の保育士に対しては、マネジメントやリーダーシップに関する研修が必要である。
- このほか、専門的な分野別の研修とは別に、保育所における実習経験の少ない保育士試験合格者や潜在保育士が受講できるような「保育実践」の研修を設けることも考えられる。
- 研修の時間数については、現在、都道府県で実施されている中堅保育士に対する研修の時間数等を踏まえると、上記8分野それぞれ15時間程度（2日～3日程度）を目安とすることが適当である。
- 上記の各分野における研修を「保育士キャリアアップ研修（仮称）」として、保育士の研修体系に位置付けていくことで、保育士の研修機会と研修内容の充実を図ることが適当である。具体的な研修内容のイメージとしては、別紙のようなものとする考えられる。

2. 研修の実施方法

- 研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑かつ主体的に受講者が知識や技能を修得できる。効果的な演習やグループ討議を行うため、各園の創意工夫や課題を持ち寄って、自園の保育内容と関連付けた研修内容とすること等が考えられる。
- 研修を段階化し、標準的な内容の研修のほか、より高度な内容の研修を設けることも考えられる。

3. 研修修了要件

- 研修について、どのようなものをねらいとして実施するかということが重要である。各分野とも「自分の力でできる」又は「他の保育士を指導できる」という知識・技能を身に付けられるようにすることを目指すべきである。
- 受講者の理解度を確認するため、研修の受講後にレポートを提出させること等により、研修内容を着実に身に付けられるような工夫をすることも考えられる。

4. 研修修了の情報管理

- 研修を実施した後、研修を修了した者に対し、修了証を発行するとともに、修了したことを記録し、管理する仕組みとすることで、身に付けた知識・技能を積

み上げていき、保育士のキャリアを客観的に評価できるようにすることが重要である。

- 研修修了者の情報について、今後、キャリアアップの仕組みにつなげていくことも見据え、個人情報の取扱い等に留意の上、情報管理の一元化について検討を行うことが必要である。
- 研修修了者のモチベーションの向上やリーダーシップの発揮につなげていくため、研修履歴の可視化を行うことも考えられる。(例：共通のハンドブック形式)

5. 実施主体

- 実施主体については、広域的に実施する必要があるため、原則、都道府県とすることが適当と考えられる。
- 多くの受講ニーズに対応するためには、都道府県が適当と認める団体に委託する方法のほか、保育団体や保育士養成施設、市区町村が実施する研修を都道府県が指定する方法等も考えられる。
- 都道府県が委託又は指定を行う場合、実施機関によりばらつきが出ないように、国がガイドライン等を定め、必要な内容や時間数を満たしていることや適切に研修修了の評価を行うことを条件とするとともに、当分の間、これまでの研修の実績等を踏まえ、研修の実施機関を保育団体や保育士養成施設、市区町村に限定することも考えられる。
- 既存の研修等についても、国が定めるガイドライン等に合致する場合、都道府県が委託又は指定を行うことにより、活用する必要がある。

6. 研修機会の保障

- 「保育士キャリアアップ研修（仮称）」の創設にあたっては、研修機会を保障するため、必要な環境整備を行う必要がある。
- 国や都道府県がキャリアアップ研修について周知を行い、受講を促すことも重要である。多様な実施主体を認める場合には、研修情報を一覧できるような情報提供を行う取組も求められる。
- 受講者の便宜等の観点から、年に複数回、同じ内容の研修を実施することや研修会場へのアクセスに配慮すること等も考えられる。

7. その他

- 将来的には、特定の分野について、保育士のより高度な専門性が評価される仕組み⁴を検討することも必要である。
- キャリアパスと研修体系の構築は、保育士が職場に定着しやすい環境整備となるほか、身に付けた知識・技能が評価されることにより、人材交流の活性化による多様なキャリア形成や離職した後の職場復帰の促進等でも有効と考えられる。
- 今回のキャリアパスと研修体系の構築については、新たな取組であることから、数年後に改善すべき点がないかどうか検証を行うことが必要である。その際、研修修了後の取扱いを検討することも考えられる。
- 今回の議論は、初任後から中堅までの職員を対象としたものであることから、今後、初任者から主任保育士、園長までの全体の研修体系の検証を行うことも考えられる。

⁴ 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育士会の「保育士のキャリアパスの構築に向けて～全国保育士会・新たな保育制度への対応に関する検討委員会報告（第1次）～」(平成23年度)において、高い専門的知識・技術をもった領域別の「専門保育士」の検討が行われている。

分野別研修の内容

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容(例)
<p>乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)</p>	<p>・ <u>乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構築し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他者に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</u></p>	<p>○乳児保育の意義</p> <p>○乳児保育の環境</p> <p>○乳児への適切な関わり</p> <p>○乳児の発達に応じた保育内容</p> <p>○乳児保育の指導計画、記録及び評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児保育の役割と機能 ・ 乳児保育の現状と課題 ・ 乳児保育における安全な環境 ・ 乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 ・ 他職種との協働 ・ 乳児保育における配慮事項 ・ 乳児保育における保育者の関わり ・ 乳児保育における生活習慣の援助や関わり ・ 6か月未満児の発達と保育内容 ・ 6か月から1歳未満児の発達と保育内容 ・ 1歳児の発達と保育内容 ・ 2歳児の発達と保育内容 ・ 保育課程に基づく指導計画の作成 ・ 観察を通しての記録及び評価 ・ 評価の理解及び取組
<p>幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)</p>	<p>・ <u>幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構築し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他者に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</u></p>	<p>○幼児教育の意義</p> <p>○幼児教育の環境</p> <p>○幼児の発達に応じた保育内容</p> <p>○幼児教育の指導計画、記録及び評価</p> <p>○小学校との接続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育の役割と機能 ・ 幼児教育の現状と課題 ・ 幼児教育と児童福祉の関連性 ・ 幼児期にふさわしい生活 ・ 遊びを通しての総合的な指導 ・ 一人一人の発達の特性に応じた指導 ・ 他職種との協働 ・ 資質と能力を育むための保育内容 ・ 個々の子どもの発達の状況に応じた幼児教育 ・ 保育課程に基づく指導計画の作成 ・ 観察を通しての記録及び評価 ・ 評価の理解及び取組 ・ 小学校教育との接続 ・ アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの理解 ・ 保育所児童保育要録

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他者に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の理解 ○障害児保育の環境 ○障害児の発達の援助 ○家庭及び関係機関との連携 ○障害児保育の指導計画、記録及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障害のある子どもの理解</u> ・ <u>医療的ケア児の理解</u> ・ <u>合理的配慮に関する理解</u> ・ <u>障害児保育に関する現状と課題</u> ・ 障害児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 ・ 障害のある子どもと保育者との関わり ・ 障害のある子どもと他の子どもとの関わり ・ 他職種との協働 ・ <u>障害のある子どもの発達と援助</u> ・ 保護者や家族に対する理解と支援 ・ 地域の専門機関等との連携及び個別の支援計画の作成 ・ 小学校等との連携 ・ 保育課程に基づく指導計画の作成と観察・記録 ・ 個別指導計画作成の留意点 ・ 障害児保育の評価
食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。</u> ・ <u>アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。</u> ・ <u>他者に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養に関する基礎知識 ○食育計画の作成と活用 ○アレルギー疾患の理解 ○保育所における食事の提供ガイドライン ○保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能 ・ 食事摂取基準と献立作成・調理の基本 ・ 衛生管理の理解と対応 ・ 食育の理解と計画及び評価 ・ 食育のための環境（他職種との協働等） ・ 食生活指導及び食を通じた保護者への支援 ・ 第三次食育推進基本計画 ・ アレルギー疾患の理解 ・ 食物アレルギーのある子どもへの対応 ・ 保育所における食事の提供ガイドラインの理解 ・ 食事の提供における質の向上 ・ 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解 ・ エピペンの理解と対応

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。</u> ・ <u>安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。</u> ・ <u>他者に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健計画の作成と活用 ○事故防止及び健康安全管理 ○保育所における感染症対策ガイドライン ○保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成 ・ 保健活動の記録と評価 ・ 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応（慢性疾患等） ・ 事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組 ・ 体調不良や傷害が発生した場合の対応 ・ 救急処置及び救急蘇生法の習得 ・ 災害への備えと危機管理 ・ 他職種との協働 ・ 保育所における感染症対策ガイドラインの理解 ・ 保育所における感染症の対策と登園時の対応 ・ 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解 ・ 保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応 ・ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解 ・ 安全な環境づくりと安全の確認方法
保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他者に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者支援・子育て支援の意義 ○保護者に対する相談援助 ○地域における子育て支援 ○虐待予防 ○関係機関との連携、地域資源の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者支援・子育て支援の役割と機能 ・ 保護者支援・子育て支援の現状と課題 ・ 保育所の特性を活かした支援 ・ 保護者の養育力の向上につながる支援 ・ 保護者に対する相談援助の方法と技術 ・ 保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価 ・ 社会資源 ・ 地域の子育て家庭への支援 ・ 保護者支援における面接技法 ・ 虐待の予防と対応等 ・ 虐待の事例分析 ・ 保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携 ・ 保護者支援・子育て支援における地域資源の活用 ・ 「子どもの貧困」に関する対応

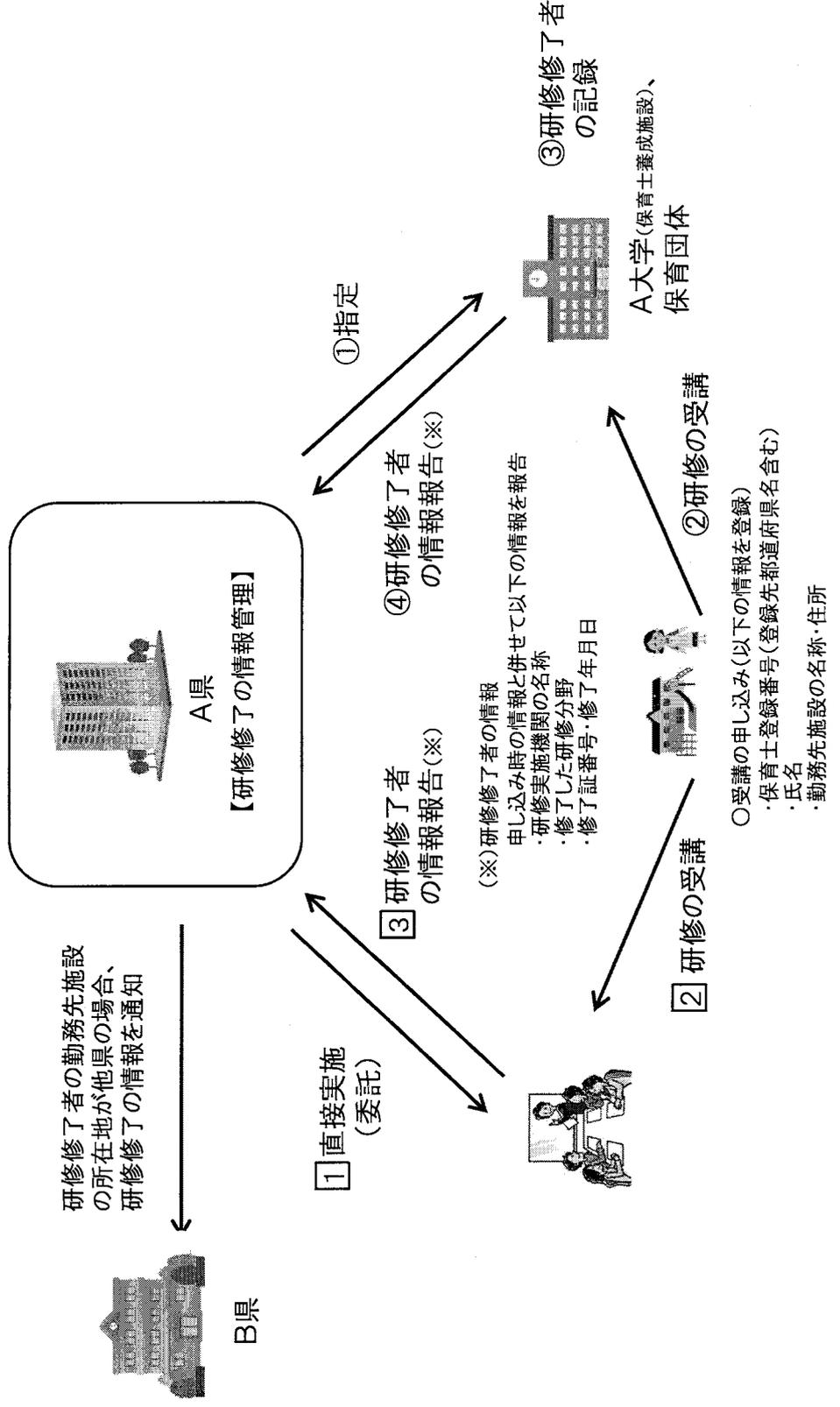
分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメントの能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○マネジメントの理解 ○リーダーシップ ○組織目標の設定 ○人材育成 ○働きやすい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 組織マネジメントの理解 保育所におけるマネジメントの現状と課題 関係法令、制度及び保育指針等についての理解 他専門機関との連携・協働 保育所におけるリーダーシップの理解 職員への助言・指導 他職種との協働 組織における課題の抽出及び解決策の検討 組織目標の設定と進捗管理 職員の資質向上 施設内研修の考え方と実践 保育実習への対応 雇用管理 ICTの活用 職員のメンタルヘルス対策

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保育実践	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育における環境構成 ○子どもとの関わり方 ○身体を使った遊び ○言葉・音楽を使った遊び ○物を使った遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの感性を養うための環境構成と保育の展開 子どもの発達に応じた援助方法に関する実践方法 身体を使った遊びに関する実践方法 言葉・音楽を使った遊びに関する実践方法 物を使った遊びに関する実践方法

※「具体的な研修内容（例）」については、「内容」欄の研修事項として考えられる具体的な例であり、研修事項に即した内容であれば、これに限定されるものではない。

研修修了者の情報管理のイメージ

- 研修の実施主体については、都道府県とする。(都道府県が適当と認める団体に委託する方法も可)
- また、保育団体や指定保育士養成施設が実施する研修を都道府県が指定することもできる。
- 研修の実施機関は、受講者に対し、研修修了の認定を行う際、研修会場の所在地の都道府県に必要な情報を報告する。(都道府県は加算の認定等で研修修了者の情報を活用)



全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」が了承される～社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第10回）が開催（平成28年12月21日）～……………1
- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向け、関係団体との検討会を実施……………6

「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」が了承される ～社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第10回）が開催（平成28年12月21日）～

平成28年12月21日（水）、社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第10回）〔委員長：汐見稔幸氏 白梅学園大学学長〕（厚生労働省）が開催され、「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ（案）」について検討し、了承されました。

確定となった「とりまとめ」の概要及び全文は下記厚労省ホームページからご覧いただけます。<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000146738.html>

今回の保育所保育指針改定の大きな特徴は、（1）乳児・1歳児以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、（2）保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、（3）キャリアパスを見据えた保育士の研修機会の充実・体系化、となっています。詳細は、別紙の資料1、資料2をご参照ください。

今後、この「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」に基づき、改定保育所保育指針本体の改定作業が進められることとなります。

平成28年度内（平成29年3月まで）に改定保育所保育指針が告示され、平成29年度の1年間は周知期間、平成30年度より施行の予定です。

なお、平成28年8月2日に示された、「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」（以下、「中間とりまとめ」）（本ニュースNo.16-27にて既報）からの主な変更点は、下記、『「中間とりまとめ」からの主な変更点』をご参照ください。

『「中間とりまとめ」からの主な変更点』※事務局整理。下線部が変更点

中間とりまとめ（8月2日時点）	議論のとりまとめ（今回確定）
序 保育をめぐる近年の状況	
今後、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の検討状況も踏まえつつ、更に内容の充実が必要な点について引き続き検討を行い、本年末を目途に、最終的な報告を取りまとめる予定である。	※ 左記で言及されている「最終的な報告」が、今回示され確定した「議論のとりまとめ」であるため削除。
1. 保育所保育指針の改定の方向性	
(1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実	

<p>(保育の内容の記載の在り方)</p> <p>※ 「中間とりまとめ」で言及なし。「中間とりまとめ」以降の、本委員会での検討を踏まえ、右記を追加。</p>	<p>(保育の内容の記載の在り方)</p> <p>○ <u>特に乳児期においては、現行の5領域で示している保育内容に関する発達が未分化な状況にあることから、生活や遊びが充実することを通して、子どもたちの身体的・精神的・社会的発達の基盤を培うという基本的な考え方を踏まえた上で、「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」といった視点から、保育の内容等を記載し、実際の保育現場で取り組みやすいものとなるよう整理・充実を図ることが考えられる。なお、これらの乳児期の育ちが、5領域の保育内容における育ちと連続するものであることを意識しながら、保育実践の充実が図られることが重要である。</u></p>
<p>(2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ</p>	
<p>(教育的活動の意識的な設定)</p> <p>○ 保育所保育における教育に関して、主体的な遊びを中心とした教育的活動の時間の設定を意識した保育の計画を立てることが重要である。また、保育所での長時間の生活という特性に配慮した時間の過ごし方が重要である。</p>	<p>(意識的な教育的活動の展開)</p> <p>○ 保育所保育における教育に関しては、<u>子どもの発達や成長を援助することを意図して、主体的な遊びを中心とした活動の時間の設定を行うなど、より意識的に保育の計画等において位置づけ、実施することが重要である。なお、このような活動時間の設定に関しては、保護者の就労状況に応じて子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なることに留意する必要がある。また、保育所での長時間の生活という特性に配慮した時間の過ごし方が重要である。</u></p>
<p>○ 保育の計画や保育の記録を踏まえた保育内容の評価については、保育士の専門性の向上や保育実践の改善に加え、教育の質の向上という観点からも重要である。前記の、育みたい資質・能力についての三つの柱を踏まえて、各保育現場において質の高い保育が展開されるよう、保育の計画や評価の在り方について記載を充実することが必要と考えられる。</p>	<p>○ 保育の計画や保育の記録を踏まえた保育内容の評価については、保育士の専門性の向上や保育実践の改善に加え、教育の質の向上という観点からも重要である。前記の、育みたい資質・能力についての三つの柱も踏まえつつ、各保育現場において<u>子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即した質の高い保育が展開されるよう、保育の計画や評価の在り方について記載を充実することが必要と考えられる。</u></p>
<p>(保護者との子どもの姿や学びの共有、卒園後の学習の接続への配慮)</p> <p>○ 5歳児以降については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた視点か</p>	<p>(保護者との子どもの姿や学びの共有、卒園後の学習の接続への配慮)</p> <p>○ 特に5歳児以降については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の<u>イメージを</u></p>

<p>ら、保育所児童保育要録等において、子どもたちの成長を評価、記録するなど、卒園後の学習への接続にも配慮していくことが重要である。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定ではなく、一人ひとりのよさや学びの状況等を捉えて行うべきものであることに留意が必要である。</p>	<p><u>幼児教育を行う各施設において共有しつつ、卒園後の学習への接続にも配慮していくことが重要である。なお、保育所児童保育要録等において、子どもたちの成長を評価、記録する際などには、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定ではなく、一人ひとりのよさや学びの状況等を捉えて行うべきものであることに留意が必要である。</u></p>
<p>※ 「中間とりまとめ」で言及なし。「中間とりまとめ」以降の、本委員会での検討を踏まえ、右記を追加。</p>	<p>○ <u>また、卒園後に放課後児童クラブを利用する子どもが、保育所における生活や育ちとの連続が確保された環境で活動ができるよう、保育所と放課後児童クラブとの間で情報交換の機会を設けるなど、地域の実情に応じた取組を行うことも望まれる。</u></p>
<p>(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し</p>	
<p>(安全な保育環境の確保)</p> <p>○ 安全な保育環境を確保するため、子どもの年齢、場所、活動内容に留意し、事故の発生防止に取り組むことが必要である。特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面等については、重大事故が発生しやすいことを踏まえての対応が重要である。ただし、重大事故を防ぐために危険を取り除くことは必要だが、過度に遊びを制約することについては一定の考慮が必要である。</p>	<p>(安全な保育環境の確保)</p> <p>○ 安全な保育環境を確保するため、子どもの年齢、場所、活動内容に留意し、事故の発生防止に取り組むことが必要である。特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面等については、重大事故が発生しやすいことを踏まえての対応が重要である。<u>なお、重大事故を防ぐために危険を取り除くことは必要であるが、過度に遊びを制約することについては一定の考慮が必要であり、遊びを通して危険を回避する力を身につけていくことの重要性にも留意すべきである。</u></p>
<p>○ 一人ひとりの障害は様々であり、その状態も多様であることから、発達してきた過程や心身の状態を把握し、理解することが重要である。保育士等の子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の一員としての関わりの両面への配慮が必要である。</p>	<p>○ 一人一人の障害や必要とする特別な配慮は様々であることから、発達してきた過程や心身の状態を把握し、理解することが重要である。保育士等の子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の一員としての関わりの両面への配慮が必要である。</p>
<p>2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し</p>	
<p>(2) 具体的な章構成 (案)</p>	
<p>具体的な章構成 (案)</p> <p>第1章 総則</p> <p>1 保育の基本及び目標</p> <p>2 養護の理念</p> <p>3 保育の計画及び評価</p>	<p>具体的な章構成 (案)</p> <p>第1章 総則</p> <p>1 保育所保育に関する基本原則</p> <p>2 養護に関する基本的事項</p> <p>3 保育の計画及び評価</p>

<p>第2章 保育の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乳児保育に関わるねらい及び内容 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 3 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容 健康・人間関係・環境・言葉・表現 4 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 5 保育の実施に関して上の配慮留意すべき事項 <p>第3章 健康及び安全</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの健康支援 2 環境及び衛生管理並びに安全管理 3 食育の推進 4 災害への備え <p>第4章 子育て支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子育て支援の基本 2 保護者に対する子育て支援 3 地域における子育て支援 <p>第5章 職員の資質向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の資質向上に関する基本 2 施設長の責務 3 職員の研修等 4 実施体制等 	<p style="text-align: center;"><u>4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項</u></p> <p>第2章 保育の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乳児保育に関わるねらい及び内容 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 3 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容 健康・人間関係・環境・言葉・表現 <p style="text-align: center;"><u>4 保育の実施に関して留意すべき事項</u></p> <p>第3章 健康及び安全</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの健康支援 <u>2 食育の推進</u> <u>3 環境及び衛生管理並びに安全管理</u> <u>4 災害への備え</u> <p>第4章 子育て支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>保育所における子育て支援に関する基本的事項</u> 2 <u>保育所を利用している保護者に対する子育て支援</u> 3 <u>地域の保護者等に対する子育て支援</u> <p>第5章 職員の資質向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の資質向上に関する基本的事項 2 施設長の責務 3 職員の研修等 4 <u>研修の実施体制等</u>
<p>※ 「中間とりまとめ」で言及なし。「中間とりまとめ」以降の、本委員会での検討を踏まえ、右記を追加。</p>	<p><u>3. 幼保連携型認定こども園の保育に関する事項</u></p> <p><u>(1) 幼保連携型認定こども園における保育の内容</u></p> <p>○ <u>幼保連携型認定こども園における保育の内容については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で定められており、保育所保育指針との整合性の確保が求められている。このため、今後、教育・保育要領の改訂がなされる際には、前章までに記載されている保育指針改定の方向性を踏まえた改訂が行われることが必要である。</u></p> <p>○ <u>さらに、認定こども園は、在園時間や期間等が異なる多様な子どもが在園している</u></p>

ことや、3歳児からの新入園児が多くいるなどの特色があることから、前章までの事項に加え、これらの認定こども園の特色についても留意した改訂が行われるべきものと考えられる。

(2) 多様な子どもが在園していることへの配慮

- 認定こども園においては、在園時間等、一日の生活リズムの異なる子どもと一緒に生活しているという特色を踏まえ、例えば、活動内容や時間の選択肢を増やすなど、個々の実態に即した生活ができるようにするなどの配慮をすることが望ましい。
- 保育を必要とする子どもと短時間で降園する子どもの人数比や保育室の配置などで、一日の過ごし方や環境の作り方は変化することから、それぞれの園の状況によって、子ども一人一人の一日の生活の流れを考えた創意工夫が必要である。

- 保育の時間と教育課程に係る時間の内容とは切り離すのではなく、緩やかに関連を持たせながら、それぞれの時間帯ならではの経験ができる内容を積極的に位置づけることが望ましい。そのための環境構成の工夫や教材研究、担当職員間での緊密な連携等も重要である。

(3) 2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮

- 幼保連携型認定こども園においては、3歳児から入園する子どもも多いことから、これらの子どもの3歳児までの育ちの理解や受け止めなど、家庭との連携の下で、発達の連続性を大事にしながら配慮していくことが重要である。
- 園内で2歳児から3歳児へと移行する子どもが安定して過ごせることが、3歳からの新入園児の安定にもつながる。受け入れる場や人の連続、担当職員等の連携など、2歳児から移行する子どもが安定して過ごせるように配慮することが望ましい。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向け、 関係団体との検討会を実施

平成 28 年 12 月 22 日、内閣府は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領に係る関係団体との検討会」を開催しました。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、教育・保育要領）は、平成 27 年 4 月 1 日に始まった子ども・子育て支援新制度とともに施行から 1 年 9 カ月が経過したところです。他方では、保育所保育指針及び幼稚園教育要領が平成 28 年度内に改定され、29 年度の周知期間を経て、30 年度に施行が予定されています。教育・保育要領については、保育所保育指針及び幼稚園教育要領との整合を図っていくこととされており、施行から時間が経過しない中ではあるも、改訂の検討に付されています。

本関係団体との検討会では、先行して本年度 6 回にわたって実施された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」審議のまとめ（案）をふまえて、以下の検討課題について意見交換がされました。次回の開催については未定です。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向けた 検討課題

- 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項として、
 - ・ 在園期間や時間等の異なる、多様な園児がいることへの配慮や、園児一人一人の状況に応じた教育及び保育の在り方について。
 - ・ 一日の生活リズムの多様性を配慮し、それを生かした、幼保連携型認定こども園ならではの生活をつくっていくための全体的な計画の作成等について。
- 幼保連携型認定こども園ならではの保護者に対する子育ての支援及び地域の子育て支援の充実等について。

保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめの概要

(平成28年12月21日)
社会保険審議会児童部会保育専門委員会

背景（保育をめぐる近年の状況）

現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。

- ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行（平成27年4月）
- ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加（1・2歳児保育所等利用率 27.6%（H20）→38.1%（H27））
- ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加（42,664件（H20）→103,286件（H27））等

1. 保育所保育指針の改定の方向性

(1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。（特に乳児保育については、「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から、記載内容を整理・充実。）

(2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時まで育てほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

(4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

保護者と連携して「子どもの育ちを支える」という視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

(5) 職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

3. 幼保連携型認定こども園の保育に関する事項

- (1) 保育の内容 保育指針との整合性を確保、指針改定の方向性を踏襲。
- (2) 多様な在園児への配慮 一人一人の生活の流れを考慮して創意工夫。
- (3) 2歳児から3歳児への移行の配慮 3歳までの育ちを理解・受容し、家庭との連携の下で、発達の連続性に配慮。

4. その他の課題

- (1) 小規模保育、家庭的保育等への対応 指針が準用されることを想定し、記載を工夫。
- (2) 周知に向けた取組 指針の趣旨・内容が関係者に理解されるよう、解説書を作成。
- (3) 保育の質の向上に向けて 改定が保育の質向上の契機となり、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながることが重要。

2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し

1. の改定の方向性を踏まえ、以下のようニ構成を見直し。

具体的な章構成(案)

第1章 総則

- ①保育所保育に関する基本原則 ②養護に関する基本的事項 ③保育の計画及び評価 ④幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- ①乳児保育に関わるねらい及び内容 ②1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 ③3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容 ④保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- ①子どもの健康支援 ②食育の推進 ③環境及び衛生管理並びに安全管理 ④災害への備え

第4章 子育て支援

- ①保育所における子育て支援に関する基本的事項 ②保育所を利用している保護者に対する子育て支援 ③地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- ①職員の資質向上に関する基本的事項 ②施設長の責務 ③職員の研修等 ④研修の実施体制等

保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ

平成 28 年 12 月 21 日

社会保障審議会児童部会保育専門委員会

〈 目 次 〉

序	保育をめぐる近年の状況	1
1.	保育所保育指針の改定の方向性	2
	(1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実	
	(2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ	
	(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し	
	(4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性	
	(5) 職員の資質・専門性の向上	
2.	改定の方向性を踏まえた構成の見直し	12
	(1) 構成の見直しの方向性	
	(2) 具体的な章構成（案）	
3.	幼保連携型認定こども園の保育に関する事項	14
	(1) 幼保連携型認定こども園における保育の内容	
	(2) 多様な子どもが在園していることへの配慮	
	(3) 2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮	
4.	その他の課題	15
	(1) 小規模保育、家庭的保育等への対応	
	(2) 周知に向けた取組	
	(3) 保育の質の向上に向けて	
	参考資料	17

序 保育をめぐる近年の状況

現在の保育所保育指針は平成 20 年に改定を行い、平成 21 年度に施行された。その後、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が施行されるなど、保育指針が改定された平成 20 年以降、保育をめぐる状況は大きく変化している。

近年、子育てをめぐる地域や家庭の状況も変化し、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となるとともに、兄弟姉妹の減少から、乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になることも増えてきている。また、地域社会の変化によって、地域で人々に見守られながら群れて遊ぶという自生的な育ちが困難になっている。

また、共働き家庭が増加し続ける一方で、仕事と子育ての両立が課題とされており、子育て期にある 30 代及び 40 代の男性で長時間労働を行う者の割合も依然として高い水準にある¹。

このような子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている²。こうした状況の中、児童虐待の発生も後を絶たず、大きな社会的な問題になっている。

保育所利用児童数は、1、2 歳児を中心に大きく増加している。0 歳から 2 歳までの子どもたちについては、小規模保育等の地域型保育事業が新しく制度として設けられているが、これらの地域型保育事業については、保育指針に準じて事業、保育を行うこととされており、こうした多様な保育についても視野に入れた議論を行う必要がある。

保育指針は現場の保育所、保育士にとって保育の拠りどころであり、全国の保育所が一定の質を保ち、向上を図る上で、大変重要なものである。また、保育士養成校のカリキュラムや保育士試験の指針になっているという点でも重要な意味を有しているものである。

本専門委員会は、昨年 12 月より 10 回にわたり、前回改定時からの保育をめぐる様々な状況の変化を踏まえ、幅広い見地から、改定に向けた検討を行ってきたが、この度、以下のとおり、これまでの議論を取りまとめた。

¹ 総務省「労働力調査」(平成 25 年)

² 財団法人こども未来財団「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(2011 年) 等

1. 保育所保育指針の改定の方向性

(1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実

(乳児・1歳以上3歳未満児の保育の重要性)

- 乳児から2歳児までは、他者との関わりを初めて持ち、その中で自我が形成されるなど、子どもの心身の発達にとって極めて重要な時期である。この時期の保育の在り方は、その後の成長や社会性の獲得等にも大きな影響を与えるものと考えられている。
- また、近年、国際的にも、自尊心や自己制御、忍耐力といった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力を乳幼児期に身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるといった研究成果³などから、乳幼児期、とりわけ3歳未満児の保育の重要性への認識が高まっている。
- 1、2歳児の保育所の利用率は、平成20年度は27.6%であったが、平成27年度には38.1%に上昇しており、多くの3歳未満児が保育所保育を利用するように変化してきていることから、保育所におけるこの時期の保育の在り方について、保育指針においても、より積極的に位置づけていくことが必要である。

(基本的信頼感の形成)

- 乳児から2歳児までの時期には、保護者や保育士など特定の大人との間で愛着関係が形成され、食事や睡眠などの生活リズムも形成されていく。また、この時期は、周囲の人や物、自然など様々な環境との関わりの中で、自己という感覚や、自我を育てていく時期でもある。
- 乳児期からの保育の積み重ねは、その後の成長や生活習慣の形成、社会性の獲得にも大きな影響を与えるものであり、子どもの主体性を育みながら保育を行うことが重要である。また、保育士等との信頼関係の構築により基本的信頼感を形成することは、生涯を通じた自己肯定感や他者への信頼感、感情を調整する力、粘り強くやり抜く力などの、いわゆる非認知的能力を育むことにもつながるものであり、保育士等が子どものサインを適切に受け取り、子どもたちの自己選択を促しつつ、温かく応答的に関わっていくことが重要である。

(学びの芽生え)

- 乳児期から、子どもは、生活や遊びの様々な場面で、主体的に周囲の人や物に興味を持ち、直接関わっていきこうとする。このような姿は「学びの芽生え」といえるものであり、生涯の学びの出発点にも結びつくものである。
- また、1歳児から2歳児にかけては、歩行の始まりから完成、言葉の獲得が見られる時期であり、人や物への興味・関わりを更に広げ、気づいたり、考えたり、主張す

³ OECD 国際レポート (Skills for Social Progress: The Power of Social and Emotional Skills) (2015年)、ペリー就学前計画の追跡調査 (Perry Preschool Study) 等

ることを繰り返しながら自己を形成していく。簡単な言葉なども用いた子ども同士の関わりの中で、他者と関わる力の基礎も育まれていく。

- このように、乳児から2歳児までの時期においては、子どもの発達が飛躍的に進み、様々な成長の段階の姿が見られるという特徴があることから、専門職である保育士によって、それぞれの子どもの発達過程に応じた「学び」の支援が、生活や遊びの場面で、適時・適切に行われることが重要である。また、その際、発達の連続性を意識するとともに、3歳以降の成長の姿についても意識して、保育を行うことが重要である。

(保育の内容の記載の在り方)

- 現行の保育指針では、3歳未満児に関する保育の記載が3歳以上児に比べて読み取りにくいとの声もあるが、上記のようなこの時期の保育の重要性も踏まえ、その意義をより明確に示し、記載内容を充実することが必要である。
- 現行の保育指針では、保育の内容については、すべての年齢を通じた共通の記載となっているが、乳児・1歳以上3歳未満児の保育の内容について、3歳以上児とは別に項目を設けて、この時期の特徴を踏まえた保育内容として新たに記載することが適当と考えられる。
- この時期においては、発達過程における成長の幅が大きく、発達の特性に応じた保育を行うことが重要となることから、できるだけ発達の道筋や順序と保育内容とを合わせた形で記載することが望ましいと考えられる。また、保育の内容に関しては、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域に関する学びが、大きく重なり合いながら、生活や遊びの中で育まれていくということを踏まえた内容とすることが必要である。
- 特に乳児期においては、現行の5領域で示している保育内容に関する発達が未分化な状況にあることから、生活や遊びが充実することを通して、子どもたちの身体的・精神的・社会的発達の基盤を培うという基本的な考え方を踏まえた上で、「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」といった視点から、保育の内容等を記載し、実際の保育現場で取り組みやすいものとなるよう整理・充実を図ることが考えられる。なお、これらの乳児期の育ちが、5領域の保育内容における育ちと連続するものであることを意識しながら、保育実践の充実が図られることが重要である。
- 発達過程の最も初期に当たるこの時期には、「生命の保持及び情緒の安定」という養護の側面が特に重要であり、養護と教育の一体性をより強く意識して保育が行われることが重要である。また、生活習慣の形成や家庭での学びとの連続性の確保などの観点から、保育所と家庭との連携が極めて重要であり、こうしたことについても留意した記載となることが望ましいと考えられる。

(考えられる具体的な保育の内容の例)

- 乳児・1歳以上3歳未満児の保育内容の実際の展開にあたっては、少人数で落ち着いた環境を準備するなど、この時期の特徴を踏まえた保育上の配慮が必要である。
- 例えば、1つの保育所で保育する乳児の人数が増えている中で、乳児が落ち着いて過ごせるような少人数のグループ構成による保育を行うことや、1歳以上3歳未満児の自我の発達や興味・関心の状況に応じた適切な人数のグループ構成による保育を行う等、発達の状況等に応じて、集団規模を工夫するような配慮が望まれる。
- また、クラス編成においても、月齢や年齢による一律の区分だけではなく、それぞれの発達の状況に応じた編成を弾力的に行うような対応も重要である。
- この時期に芽生える旺盛な探索活動への意欲を満たし、安心して遊びに熱中できるための環境構成を、一人一人の子どもの発達や個性を重視して工夫することが大事である。
- この時期の子どもが穏やかに過ごす事が出来るよう、音の大きさや採光、換気等、室内の環境に対して、状況に応じた丁寧な配慮をすることも重要である。

(2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

(幼児教育の一翼としての保育所保育)

- 乳幼児期は、生活の中で、自発的、主体的に、環境と関わりながら、生涯にわたる人格形成の基礎を築いていく時期である。そのために適切な環境を整え、乳幼児の心身の調和のとれた発達を支援していくことは、幼児教育の充実という観点からも強く求められている。
- 保育所保育においては、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、環境を通して、養護及び教育を一体的に行っており、保育所は認定こども園・幼稚園とともに、幼児教育の一翼を担っている。
- 保育所保育における教育について、保育指針では、いわゆる5領域に沿って、幼稚園教育要領の教育内容との整合性が図られてきた。また、保育指針と幼稚園教育要領を参酌し、幼保連携型認定こども園の特性を配慮して、平成26年に策定された幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、5領域に関するねらい及び内容等が示されており、いずれの施設に通う子どもについても、同等の内容での教育活動が確保されることが示されている。

(教育内容についての記載の在り方)

- 幼児教育において育みたい資質・能力については、各学校段階を通じた教育課程の

全体像等も踏まえた幼稚園教育要領改訂の議論⁴において、「知識や技能の基礎」「思考力・判断力・表現力の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に整理されている。保育所保育においても、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の教育内容を踏まえ、子どもたちの自発的な活動である遊びや生活の中で、こうした資質・能力を一体的に育てていくことが必要である。

- 今回の改定において、教育内容の5領域の「ねらい及び内容」の構成について、幼保連携型認定こども園、幼稚園との更なる整合性を図り、各領域に「ねらい」「内容」「内容の取扱い」を記載することで、各施設における教育内容が同等のものであることをより明確に示すことが適当と考えられる。
- また、特に、小学校との接続に関しては、平成22年に取りまとめられた「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」⁵等を踏まえた、「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」（健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量・図形、文字等への関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現）を念頭におき、卒園後の学びへの接続を意識しながら、5歳児後半の幼児の主体的で協同的な活動の充実を、より意識的に図っていくことが重要である。

（意識的な教育的活動の展開）

- 保育所保育における教育に関しては、子どもの発達や成長を援助することを意図して、主体的な遊びを中心とした活動の時間の設定を行うなど、より意識的に保育の計画等において位置づけ、実施することが重要である。なお、このような活動時間の設定に関しては、保護者の就労状況に応じて子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なることに留意する必要がある。また、保育所での長時間の生活という特性に配慮した時間の過ごし方が重要である。
- 保育の計画や保育の記録を踏まえた保育内容の評価については、保育士の専門性の向上や保育実践の改善に加え、教育の質の向上という観点からも重要である。前記の、育みたい資質・能力についての三つの柱も踏まえつつ、各保育現場において子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即した質の高い保育が展開されるよう、保育の計画や評価の在り方について記載を充実することが必要と考えられる。
- 乳幼児の主体的な活動の展開は、保育士による環境の構成が大きく影響する。保育士による教材及び環境の構成の検討について、継続的な取組が重要である。また、保育士自身も、乳幼児にとって重要な環境であることを十分に意識し、言葉遣い、まなざし、姿勢等に配慮して保育に当たることが重要である。

⁴ 中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育部会における審議の取りまとめ」（平成28年8月26日） 等

⁵ 文部科学省「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」取りまとめ（平成22年11月11日）

(保護者との子どもの姿や学びの共有、卒園後の学習の接続への配慮)

- 保育所での保育の過程や子どもの成長の様子を保護者と共有することは、家庭との連携の下で、子どもたちの育ちを支援していく上でも重要である。このため、写真や映像を活用した日々の記録などを通じて、子どもの内面の育ちや一人一人のよさ、学びの状況を保護者ととも、肯定的な視点で共有する取組を進めていくことが有効と考えられる。
- 特に5歳児以降については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」のイメージを幼児教育を行う各施設において共有しつつ、卒園後の学習への接続にも配慮していくことが重要である。なお、保育所児童保育要録等において、子どもたちの成長を評価、記録する際などには、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定ではなく、一人一人のよさや学びの状況等を捉えて行うべきものであることに留意が必要である。
- 保育所児童保育要録については、幼保連携型認定こども園園児指導要録、幼稚園幼児指導要録との整合性をより図るなど、小学校での活用が更に進むよう工夫をしていくことも必要である。
- また、卒園後に放課後児童クラブを利用する子どもが、保育所における生活や育ちとの連続が確保された環境で活動ができるよう、保育所と放課後児童クラブとの間で情報交換の機会を設けるなど、地域の実情に応じた取組を行うことも望まれる。

(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

(健康支援)

- 乳幼児の生命と心の安定が保たれ、健やかな生活が確立されることは、日々の保育の基本である。そのためには、乳幼児一人一人の健康状態や発育の状態に応じ、心身の健康の保持、増進を図り、危険な状態の回避等に努めなければならない。
- 感染経験が少なく、体力・免疫力ともに十分でない乳幼児にとって、保育所は初めての集団生活の場となることから、感染症に対する備えが重要である。保育所における感染症対策としては、感染源、感染経路対策とともに、入所している乳幼児の予防接種状況を把握し、年齢に応じた計画的な接種を保護者に勧奨することなどが重要である。
- 感染症対策に関しては「保育所における感染症対策ガイドライン」を保育指針とともに一体的に運用してきていることから、両者の関係を踏まえつつ、記載の見直しを検討することが必要である。
- また、嘱託医や市町村、保健・医療等地域の関係機関との連携を強化していくこと

で、組織的に子どもの健康支援の強化を図るとともに、看護師等の配置を進め、専門性を生かした対応を進めていくことが重要である。

- 保育所で長時間過ごす乳幼児にとって、午睡は生活のリズムの重要な構成要素である。午睡は、乳幼児の年齢や発達の過程、家庭での生活や保育の時間などを考慮して、必要に応じてとることが重要であり、一人一人の心身の状態に応じてきめ細やかに対応していく配慮など、具体的な記載の充実が望まれる。
- 乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する正しい知識や、安全な午睡環境を確保するための乳幼児の窒息リスクの除去等の配慮について保育士等で共有し、適切な保育を行うことが重要である。

（食育等に関する記載の充実）

- 食事は生命の維持、発育、発達に欠かせないものであり、生きる力の基礎を育む上で非常に大切なものである。食事は年齢が低いほど生活に占める割合が大きく、保育所保育の重要な要素となっている。
- 保育所の食事提供において、自園調理には、一人一人の健康状態や食物アレルギーの状況等に応じた安全・安心な食事の提供や、職員間の連携の下で保育実践と一体となった食育の取組の日常的な推進が可能であるなど、養護・教育それぞれの面で多くの長所がある。
- 保育所における食育の一層の推進を図るため、「保育所における食事の提供ガイドライン」を、保育指針とともに一体的に運用してきている。今後、平成28年3月に決定された第3次食育推進基本計画⁶も踏まえ、保育指針の記載についても見直しの検討が必要である。
- 食育の推進に関しては、保育士、調理員、栄養士等が乳幼児との関わりを深めながら連携し、一体となった取組を進めることが重要である。また、家庭との連続性を意識することも重要であり、保育所における食への配慮を丁寧に保護者に伝えることは、保護者への支援にもつながるものである。さらに、地域の関係者と連携・協働した、豊かな食育の取組は、保育所の地域貢献にもつながるものと考えられる。
- 食物アレルギーのある乳幼児への対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を保育指針とともに一体的に運用してきている。安全で安心な生活を送れることを前提に、食物アレルギーのリスクを踏まえた対応と最新の正しい知識を職員全員が共通して理解することが重要である。

（安全な保育環境の確保）

- 日々の保育においては、子どもの主体的な活動を尊重し、支援する必要がある、子どもが成長していく過程で怪我が一切発生しないことは現実的には考えにくいもので

⁶ 内閣府「食育推進会議」決定（平成28年3月18日）

ある。そうした中で、保育所における事故、特に、死亡事故や重篤な事故が起きないように、予防と事故後の適切な対応を全職員で行うことが重要である。

- 安全な保育環境を確保するため、子どもの年齢、場所、活動内容に留意し、事故の発生防止に取り組むことが必要である。特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面等については、重大事故が発生しやすいことを踏まえての対応が重要である。なお、重大事故を防ぐために危険を取り除くことは必要であるが、過度に遊びを制約することについては一定の考慮が必要であり、遊びを通して危険を回避する力を身につけていくことの重要性にも留意すべきである。
- 事故発生の防止や事故発生時の対応に関しては、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」が本年3月に策定されており、保育指針の記載の充実の際に参考になるものと考えられる。
- 子どもの安全確保については、研修や訓練を通じて職員の資質の向上を図ること、緊急時の対応体制の確認をしておくことなど、日頃からの取組が重要である。また、事故が発生したときに迅速に対応できるようにしておくことも重要である。これらの取組は保育所で行うことに加え、保護者、関係機関も含めた一体的な取組が望まれる。

(障害のある子ども、特別な配慮を必要とする子どもへの対応)

- 保育所は子どもが日々の生活や遊びを通じてともに育つ場所であり、全ての子どもの健やかな育ちを支援するため、障害のある子どもや特別な配慮を必要とする子どもについても、積極的に受け入れていくことが必要である。このため、保護者や関係機関と密接に連携しながら、保育を行っていくことが重要である。
- 一人一人の障害や必要とする特別な配慮は様々であることから、発達してきた過程や心身の状態を把握し、理解することが重要である。保育士等の子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の一員としての関わりとの両面への配慮が必要である。
- 慢性疾患を持つ子ども、医療的ケアが必要な子ども等の保育にあたっては、そのかかりつけ医及び看護師、関係機関、保護者との連携を密にし、病状の変化や保育の制限等について保育士等が共通理解を持ち、必要な医療的な対応が行われるように配慮することが重要である。

(災害への備え)

- 東日本大震災を経て、安全に対する社会的意識が高まっている。子どもの生命を守るための、平時からの備えや危機管理体制づくり等を行政機関や地域の関係機関と連携しながら進めるとともに、災害発生時の対応を保護者と共有することが重要である。

(4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

(今求められている子育て支援)

- 核家族化、少子化の進行や都市化の進展などに伴い、家庭内あるいは地域社会において、育児についての見聞や経験が少なくなっているとともに、近隣に相談相手がなく孤立しているなどの状況があり、長時間労働の問題等ともあいまって育児に悩む保護者が増加している。家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女がともに保護者としてしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを支援していくことが重要である。こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。

(保護者と連携した「子どもの育ち」への支援)

- 保護者にとって身近に育児について相談できる場所や、子育て家庭同士の交流の場所など、それぞれの状況に応じた多様な支援が求められている。平成20年の保育指針改定により「保護者に対する支援」が新たに章として設けられているが、さらに保護者支援の必要性が高まっている社会状況等も踏まえ、より積極的な保護者支援の記載が必要である。
- 「保護者と連携して子どもの育ちを支える」視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保護者の養育する姿勢や力が伸びていくような、保護者自身の主体性、自己決定を尊重した支援を行うことが重要である。「3歳になるまでに質の高い保育を受けた子どもは、そうでない保育を受けた子どもに比べて、知的能力と言語発達とで差が見られるが、その影響の度合いは保育施設よりも家庭の影響が大きい」という海外の調査研究結果⁷もあり、こうしたことから子どもの育ちを保護者・家庭と連携して支援していくことが重要と考えられる。

(多様な保育の充実)

- 保護者の働き方や暮らし方、社会構造などの変化により、保育ニーズはますます多様化してきている。保育所における夜間保育、休日保育、一時保育、病児保育など多様な保育の充実にあたっては、子どもの生活の連続性を考慮した対応に留意しながら進めることが重要である。
- 貧困家庭、外国籍家庭など、特別なニーズを有する家庭への支援についても、配慮する必要がある。

(虐待対策)

- 児童虐待相談の対応件数は統計を取り始めて以来毎年増加しており⁸、複雑・困難なケースも増えるなど、発生予防、発生時の迅速・的確な対応が求められている。保育所はそれぞれの家庭の多様な背景に合わせて、関係機関との連携を図りながら、適切に対応していく必要がある。保育所におけるソーシャルワークの機能について、今後

⁷ 米国 NICHD (National Institute of Child Health and Human Development) 調査 (1991~2007 年)

⁸ 厚生労働省「福祉行政報告例 児童福祉」の中の各年度「児童相談所における児童虐待相談の対応件数」

の調査研究等によって具体的な検討が行われることが期待される。

(地域における子育て支援事業との連携)

- 前回改定以降、子ども・子育て支援新制度の施行等もあり、地域で子育て支援を行う団体は格段に増えており、保育所が行う地域の子育て支援との役割分担を図るとともに、連携や協働を強めることが重要になっている。今後、支援団体の専門性を支えていくこと、保育所の拠点的な役割に関することなどについても検討を深めていく必要がある。
- 乳幼児と中学生のふれあい学習など、地域の中での小中高生や保護者との関わりが広がる取組等、次代を担う子どもたちを育成するという観点からの取組を進めていくことも期待される。

(5) 職員の資質・専門性の向上

(専門性の向上と新たな課題への対応)

- 保育士は、子どもの保育や家庭での子育ての支援に関する専門職として、保育所保育における中核的な役割を担うことが制度的に認められており、的確な子どもの理解、専門的知識・技術の向上や倫理観に裏付けられた判断・対応が常に求められている。保育指針においても、保育士の専門性において担うべき保育の内容を明示しておくことが重要である。
- また、子どもや子育てを取り巻く環境が変化する中で、様々な困難を抱えた家庭・子どもへの対応にあたり、それぞれの背景のアセスメント、関係職種や機関との連携を行うなど、保育所に求められる支援機能は多様化・複雑化している。こうしたことに伴って、保育士には、より幅広く、高度な専門性が求められるようになってきている。
- 専門職である保育士は、資格取得後も、日々の保育士としての業務等を通じ、その専門性を向上させていくことが重要である。多様な課題への対応や、若手の指導等に当たるリーダー的職員などについて、保育所における位置付けの明確化を図るとともに、職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が必要である。
- また、施設長や主任保育士等は、保育士・看護師・調理員・栄養士等の職員一人一人の専門性の向上や保育理念の共有等により、組織全体としての保育実践の質や専門性の向上に取り組むとともに、自らも専門性等の向上に努めることが必要である。

(職場における研修機会の確保)

- 職員の研修機会としては、まずは、職場での研修を行うとともに、日常的に職員同士が主体的に学び合うような姿勢が重要である。また、専門性の向上を図るためには、地方自治体や保育関係団体の主催する外部の研修への参加が有効である。さらに、研

修での学びを職場で共有する取組を行うことは、より効果を上げることにつながる。

- こうした職場内外での研修機会の確保については、勤務のローテーションの工夫など、組織的な対応が不可欠であり、管理的立場にある者の取組によるところが大きいことから、施設長等については、こうした職員の研修機会の確保に取り組む必要がある旨を、保育指針においても明らかにすることが望ましいと考えられる。
- 保育の質の向上や職員の就業継続支援の観点から、外部の機関の活用も含め、職員に対する相談支援を行う体制づくりも検討課題として考えられる。

(キャリアパスを見据えた保育士の研修機会の充実・体系化)

- 保育所としての組織的な対応や、様々な課題に応じた専門性の向上が求められる中で、それぞれの保育士が、自らの職位や職務内容等に応じて、組織の中でどのような役割が求められているかを理解し、必要な力を身につけることができるようにするためには、キャリアパスの明確化とそれに合わせた研修体系の構築が必要である。
- こうしたキャリアパスと研修体系の構築は、保育士の専門性の向上及び保育の質の向上にとって重要な要素であることに加え、保育士が職場に定着しやすい環境整備となるほか、身につけた技能が評価されることにより、人材交流の活性化による多様なキャリア形成や離職した後の職場復帰の促進等の面でも効果が高いと考えられ、今後の調査研究等によって具体的な検討が行われることが期待される。

2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し

(1) 構成の見直しの方向性

- 前回行った大綱化の方針は維持しつつ、必要な章立ての見直し等を行うことが適当である。
- 現行の保育指針第2章「子どもの発達」については、発達過程に関する基本的な事項について「保育の内容」と併せて記述し、その他の詳細な事項については、解説書等で記載することが適当である。
- 現行の保育指針第4章「保育の計画及び評価」については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に合わせ、総則に移行することが適当である。
- 保育課程の編成については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領との整合性をとり、総則において、「全体的な計画の作成」として記載することが適当である。
- 養護は保育所保育の基盤であり、保育指針全体にとって重要なものであることから、養護に関する基本的な事項については、総則で記載することが適当である。なお、保育所保育において「養護と教育が一体となって展開」されることは非常に重要であり、特に留意が必要である。
- 保育所における教育については、認定こども園、幼稚園と構成の共通化を図り、各領域の「ねらい」「内容」「内容の取扱い」を記載することが適当である。
- 教育に関しては、乳児・1歳以上3歳未満児・3歳以上児について、それぞれ別の項目として記載する。年齢別に記述することが適当でない項目については、別途配慮事項として記述することが適当である。
- 東日本大震災を経て、安全に対する社会的意識が高まっていることを踏まえ、災害への備えについて記載することが適当である。
- 保育指針には、保育の内容に関する事項と保育の内容を支える運営に関する事項の記載があり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領や幼稚園教育要領との整合性を図る上で、検討すべき課題である。

(2) 具体的な章構成（案）

上記、(1) 構成の見直しの方向性を踏まえ、今回の保育指針の改定については、以下の章構成（案）とすることが考えられる。

具体的な章構成（案）

第1章 総則

- 1 保育所保育に関する基本原則
- 2 養護に関する基本的事項
- 3 保育の計画及び評価
- 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- 1 乳児保育に関わるねらい及び内容
- 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
- 3 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
健康・人間関係・環境・言葉・表現
- 4 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- 1 子どもの健康支援
- 2 食育の推進
- 3 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 4 災害への備え

第4章 子育て支援

- 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項
- 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
- 3 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- 1 職員の資質向上に関する基本的事項
- 2 施設長の責務
- 3 職員の研修等
- 4 研修の実施体制等

3. 幼保連携型認定こども園の保育に関する事項

(1) 幼保連携型認定こども園における保育の内容

- 幼保連携型認定こども園における保育の内容については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で定められており、保育所保育指針との整合性の確保が求められている。このため、今後、教育・保育要領の改訂がなされる際には、前章までに記載されている保育指針改定の方向性を踏まえた改訂が行われることが必要である。
- さらに、認定こども園は、在園時間や期間等が異なる多様な子どもが在園していることや、3歳児からの新入園児が多くいるなどの特色があることから、前章までの事項に加え、これらの認定こども園の特色についても留意した改訂が行われるべきものと考えられる。

(2) 多様な子どもが在園していることへの配慮

- 認定こども園においては、在園時間等、一日の生活リズムの異なる子どもと一緒に生活しているという特色を踏まえ、例えば、活動内容や時間の選択肢を増やすなど、個々の実態に即した生活ができるようにするなどの配慮をすることが望ましい。
- 保育を必要とする子どもと短時間で降園する子どもの人数比や保育室の配置などで、一日の過ごし方や環境の作り方は変化することから、それぞれの園の状況によって、子ども一人一人の一日の生活の流れを考えた創意工夫が必要である。
- 保育の時間と教育課程に係る時間の内容とは切り離すのではなく、緩やかに関連を持たせながら、それぞれの時間帯ならではの経験ができる内容を積極的に位置づけることが望ましい。そのための環境構成の工夫や教材研究、担当職員間での緊密な連携等も重要である。

(3) 2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮

- 幼保連携型認定こども園においては、3歳児から入園する子どもも多いことから、これらの子どもの3歳児までの育ちの理解や受け止めなど、家庭との連携の下で、発達の連続性を大事にしながら配慮していくことが重要である。
- 園内で2歳児から3歳児へと移行する子どもが安定して過ごせることが、3歳からの新入園児の安定にもつながる。受け入れる場や人の連続、担当職員等の連携など、2歳児から移行する子どもが安定して過ごせるように配慮することが望ましい。

4. その他の課題

(1) 小規模保育・家庭的保育等への対応

- 小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業においても、それぞれの特性に留意しつつ、保育指針の内容に準じて保育が行われるべきものであり、これらの事業者が参照することを想定した記載となることが望ましい。
- 特に、3歳未満児の保育に関しては、その内容や計画作成上の配慮事項を丁寧に示すことで、小規模保育や家庭的保育等での具体的な保育実践の向上に資するものとなることが重要である。
- 子ども・子育て支援新制度の下で、保育所には、保育内容の支援をはじめとした小規模保育や家庭的保育等との連携や、卒園児の受入れに関する配慮等が求められている。特に、小規模保育や家庭的保育等とその卒園児の受入れが見込まれる保育所との間では、連携関係の構築が重要であり、日常的な情報共有や共同の研修などを通じて、地域全体の保育の質の維持・向上を図っていくことも重要である。
- 3歳の時点で、小規模保育や家庭的保育等の卒園児を保育所で受け入れる際には、引き継ぎを円滑に行うことで保育の連続性を図ることが重要である。卒園児の受入れが見込まれる保育所においては、3歳未満児までの保育から、3歳以上児の保育への連続性について、日頃の連携の場面から留意しておくことが重要である。また、受入れ時における保育所児童保育要録の活用等も検討が必要である。

(2) 周知に向けた取組

- 保育指針の趣旨・内容が保育の関係者に十分理解され、保育現場において日常的に活用されるよう、保育指針の改定に合わせ、その趣旨や内容をより具体的に分かりやすく記載した解説書を作成することが必要と考えられる。また、施設長や職員を対象とした研修の充実や市町村等の担当者に対する十分な周知等が必要である。
- また、地域型保育事業や認可外保育所等においても、保育指針の内容に準じて保育が行われていることから、これらの施設長や職員に対しての周知等についても検討が必要である。
- 保育指針の告示、施行を契機として乳幼児期の重要さを国民が共有する機会となるような啓発の取り組みも重要であると考えられる。

(3) 保育の質の向上に向けて

- 保育所の利用率が高まるとともに、子育て家庭を取り巻く環境も変化していく中で、保育所が果たす社会的な役割が高まっている。今回改定される保育指針が保育所保育の質の一層の向上の契機となり、保育所で働く保育士等はもちろん、保育に関わる幅広い関係者にもその趣旨が理解され、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながる取組が進められていくことが重要である。

保育所保育指針の改定のイメージ

指針の構成のイメージ(たたき台案)	
<p>第1章 総則</p> <p>1 保育所保育に関する基本原則</p> <p>(1) 保育所の役割</p> <p>(2) 保育の目標</p> <p>(3) 保育の方法</p> <p>(4) 保育の環境</p> <p>(5) 保育所の社会的責任</p> <p>2 養護に関する基本的事項</p> <p>(1) 養護の理念</p> <p>(2) 養護に関わるねらい及び内容 ※「生命の保持」「情緒の安定」について記載</p> <p>3 保育の計画及び評価</p> <p>(1) 全体的な計画の作成</p> <p>(2) 指導計画の作成</p> <p>(3) 指導計画の展開</p> <p>(4) 保育内容等の評価</p> <p>(5) 評価を踏まえた計画の改善</p> <p>4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項</p> <p>(1) はぐくみたい資質・能力</p> <p>(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 ※各幼児教育施設で共有すべきイメージについて記載</p>	<p>第2章 保育の内容</p> <p>1 乳児保育に関わるねらい及び内容</p> <p>(1) 基本的事項 ※発達過程に関する基本的な事項を踏まえて記載 ※「養護と教育が一体となって展開」される旨を記載</p> <p>(2) ねらい及び内容 ※「健やかに育つ」「気持ちを通じ合う」「感性が育つ」という視点 ※「内容の取扱い」についても記載</p> <p>(3) 保育の実施に関わる配慮事項</p> <p>2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容</p> <p>(1) 基本的事項 ※発達過程に関する基本的な事項を踏まえて記載 ※「養護と教育が一体となって展開」される旨を記載</p> <p>(2) ねらい及び内容 ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点 ※「内容の取扱い」についても記載</p> <p>(3) 保育の実施に関わる配慮事項</p>

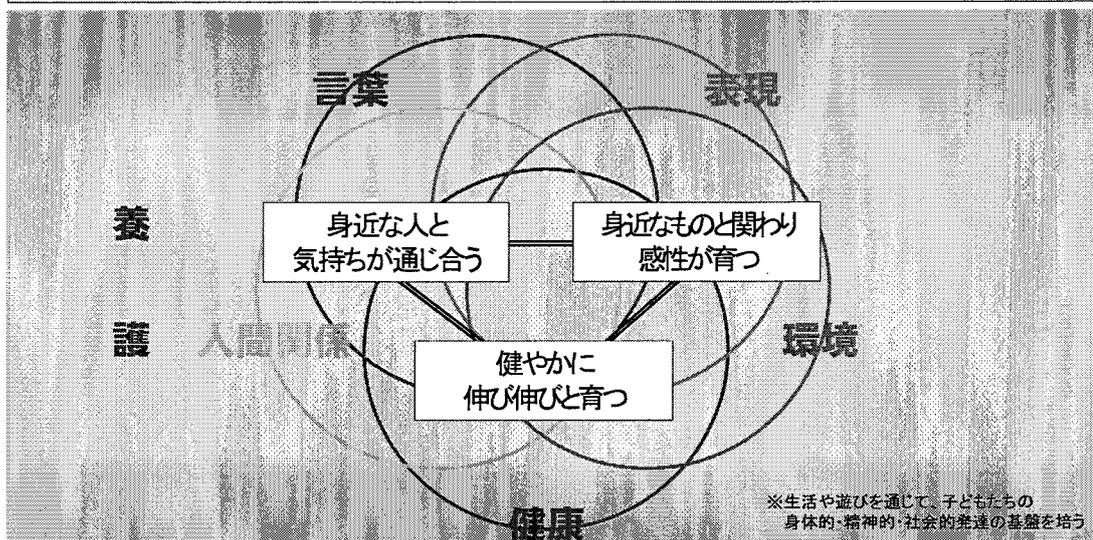
保育所保育指針の改定のイメージ

<p>3 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容</p> <p>(1) 基本的事項 ※発達過程に関する基本的な事項を踏まえて記載 ※「養護と教育が一体となって展開」される旨を記載</p> <p>(2) ねらい及び内容 ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点 ※「内容の取扱い」についても記載</p> <p>(3) 保育の実施に関わる配慮事項</p> <p>4 保育の実施に関して留意すべき事項</p> <p>(1) 保育全般に関わる配慮事項</p> <p>(2) 小学校との接続</p> <p>(3) 家庭及び地域社会との連携</p>	<p>第3章 健康及び安全</p> <p>1 子どもの健康支援</p> <p>(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握</p> <p>(2) 健康増進</p> <p>(3) 疾病等への対応 ※食物アレルギー等への対応に関して追記</p> <p>2 食育の推進</p> <p>(1) 保育所の特性を生かした食育</p> <p>(2) 食育の環境の整備等</p> <p>3 環境及び衛生管理並びに安全管理</p> <p>(1) 環境及び衛生管理</p> <p>(2) 事故防止及び安全対策 ※重大事故が発生しやすい場面について追記 (睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等)</p> <p>4 災害への備え</p> <p>(1) 施設・設備等の安全確保</p> <p>(2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え</p> <p>(3) 地域の関係機関等との連携</p>
--	---

保育所保育指針の改定のイメージ

<p>第4章 子育て支援</p> <p>1 保育所における子育て支援に関する基本的事項 (1) 保育所の特性を生かした子育て支援 (2) 子育て支援に関して留意すべき事項</p> <p>2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援 (1) 保護者との相互理解 (2) 保護者の状況に配慮した個別の支援 (3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援</p> <p>3 地域の保護者等に対する子育て支援 (1) 地域に開かれた子育て支援 (2) 地域の関係機関等との連携</p>	<p>第5章 職員の資質向上</p> <p>1 職員の資質向上に関する基本的事項 (1) 保育所職員に求められる専門性 (2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組 <small>※キャリアパスを見据えた研修機会の充実・体系化について記載</small></p> <p>2 施設長の責務 (1) 施設長の責務と専門性の向上 (2) 職員の研修機会の確保等</p> <p>3 職員の研修等 (1) 職場における研修 (2) 外部研修の活用</p> <p>4 研修の実施体制等 (1) 体系的な研修計画の作成 (2) 組織内での研修成果の活用 (3) 研修の実施に関する留意事項</p>
---	---

0歳児の保育内容の記載のイメージ



○0歳児保育については、生活や遊びが充実することを通して、子どもたちの身体的・精神的・社会的発達の基盤を培うという基本的な考え方を踏まえ、乳児を主体に、「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から、保育の内容等を記載。保育現場で取り組みやすいものとなるよう整理・充実。

○「身近な人と気持ちが通じ合う」という視点からは、主に現行指針の「言葉」「人間関係」の領域で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理・記載。乳児からの働きかけを周囲の大人が受容し、応答的に関与する環境の重要性を踏まえ記載。

○「身近なものに関わり感性が育つ」という視点からは、主に現行指針の「表現」「環境」の領域で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理・記載。乳児が好奇心を持つような環境構成を意識して記載。

保育専門委員会 委員名簿

- 秋田喜代美 東京大学大学院教授
- 安達 譲 認定こども園
せんりひじり幼稚園・ひじりにじいろ保育園園長
- 阿部 和子 大妻女子大学教授
- 大方 美香 大阪総合保育大学教授
- 岡村 宣 認定こども園ポプラの木園長
- 木戸 啓子 倉敷市立短期大学准教授
- ◎汐見 稔幸 白梅学園大学学長
- 清水 益治 帝塚山大学教授
- 鈴木みゆき 和洋女子大学教授
- 砂上 史子 千葉大学教育学部准教授
- 堤 ちはる 相模女子大学教授
- 寺田 清美 東京成徳短期大学教授
- 橋本 真紀 関西学院大学教授
- 松井 剛太 香川大学准教授
- 三代川紀子 浦安市立猫実保育園園長
- 村松 幹子 たかくさ保育園園長
- 山縣 文治 関西大学教授
- 和田 紀之 和田小児科医院院長

◎委員長 ○副委員長

(五十音順、敬称略)

社会保障審議会児童部会保育専門委員会 開催経過

第1回 平成27年12月4日(金)

- 委員長の選任等について
- 保育所保育指針の改定について

第2回 平成28年1月7日(木)

- 乳児保育、3歳未満児の保育について

第3回 平成28年2月16日(火)

- 健康及び安全について
- 関係団体からのヒアリング
 - ・ 一般社団法人日本保育保健協議会
 - ・ 公益社団法人日本栄養士会

第4回 平成28年3月29日(火)

- 保護者支援について
- 職員の資質向上について
- 関係団体からのヒアリング
 - ・ NPO法人子育てひろば全国連絡協議会
 - ・ 日本子ども子育て支援センター連絡協議会
 - ・ 一般社団法人全国保育士養成協議会

第5回 平成28年4月27日(水)

- 3歳以上児の保育について
- 全体の構成、総則等について

第6回 平成28年5月10日(火)

- 関係団体からのヒアリング
 - ・ 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会
 - ・ 社会福祉法人日本保育協会
 - ・ 公益社団法人全国私立保育園連盟
 - ・ 東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター
- 中間まとめの構成(案)について

第7回 平成28年5月31日(火)

- 中間まとめ骨子(たたき台)について

第8回 平成28年8月2日(火)

- 中間とりまとめ(案)について

第9回 平成28年11月24日(木)

- 保育所保育指針の改定について

第10回 平成28年12月21日(水)

- 議論のとりまとめ(案)について

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・保育士等の技能・経験に着目したキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージが示される～平成29年度予算案【保育士等の処遇改善】～……………1

保育士等の技能・経験に着目したキャリアアップの仕組み・ 処遇改善のイメージが示される～平成29年度予算案【保育士等の処遇改善】～

平成28年12月22日閣議決定された平成29年度予算案では、「保育士等の処遇改善」として、保育士等の技能・経験に着目したキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージが示されました。

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、「キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う」と記載されていた事項の具体が整理されたものです。

示されたキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージでは、下枠内の概ねの要件等が示されています。

- 研修による技能の習得により、キャリアアップができる仕組みを構築
- 8分野*から成るキャリアアップ研修を創設

*①乳児保育 ②幼児教育 ③障害児保育 ④食育・アレルギー ⑤保健衛生・安全対策
⑥保護者支援・子育て支援 ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- 園長・主任保育士・保育士という階層に加えて、新たに

①副主任保育士

【要件】ア 経験年数概ね7年以上 イ 職務分野別リーダーを経験

ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了 エ 副主任保育士としての発令

②専門リーダー

【要件】ア 経験年数概ね7年以上 イ 職務分野別リーダーを経験

ウ 4つ以上の分野の研修を修了 エ 専門リーダーとしての発令

①・②は月額4万円の処遇改善：園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3が対象となることを想定

及び

③職務分野別リーダー（月額5千円の処遇改善）を創設

また、これに関する留意事項は以下枠内のとおりです。

留意事項

- 経験年数に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。
- 研修に係る要件については、平成 29 年度は当該要件を課さず、平成 30 年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。
- 月額 4 万円の配分については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に配分することができる。
ただし、月額 4 万円の対象者を一定数確保。
- 技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、職務手当を含む月給により実施。

平成 29 年度予算案においては、このほか、平成 28 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.3%）、また、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対する 2%（月額 6 千円程度）の処遇改善が含まれます。

保育士等のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ、キャリアアップの仕組み導入後の職制階層（イメージ）については、別添の資料をご参照ください。

なお、別添資料の 2 ページ右上に記載のとおり、【所要額約 1,100 億円（公費）】※幼稚園、認定こども園等のほか、児童養護施設等や放課後児童クラブの職員への処遇改善を含む。とあり、保育所以外の事業類型についても対象となる仕組みであることが示されています。

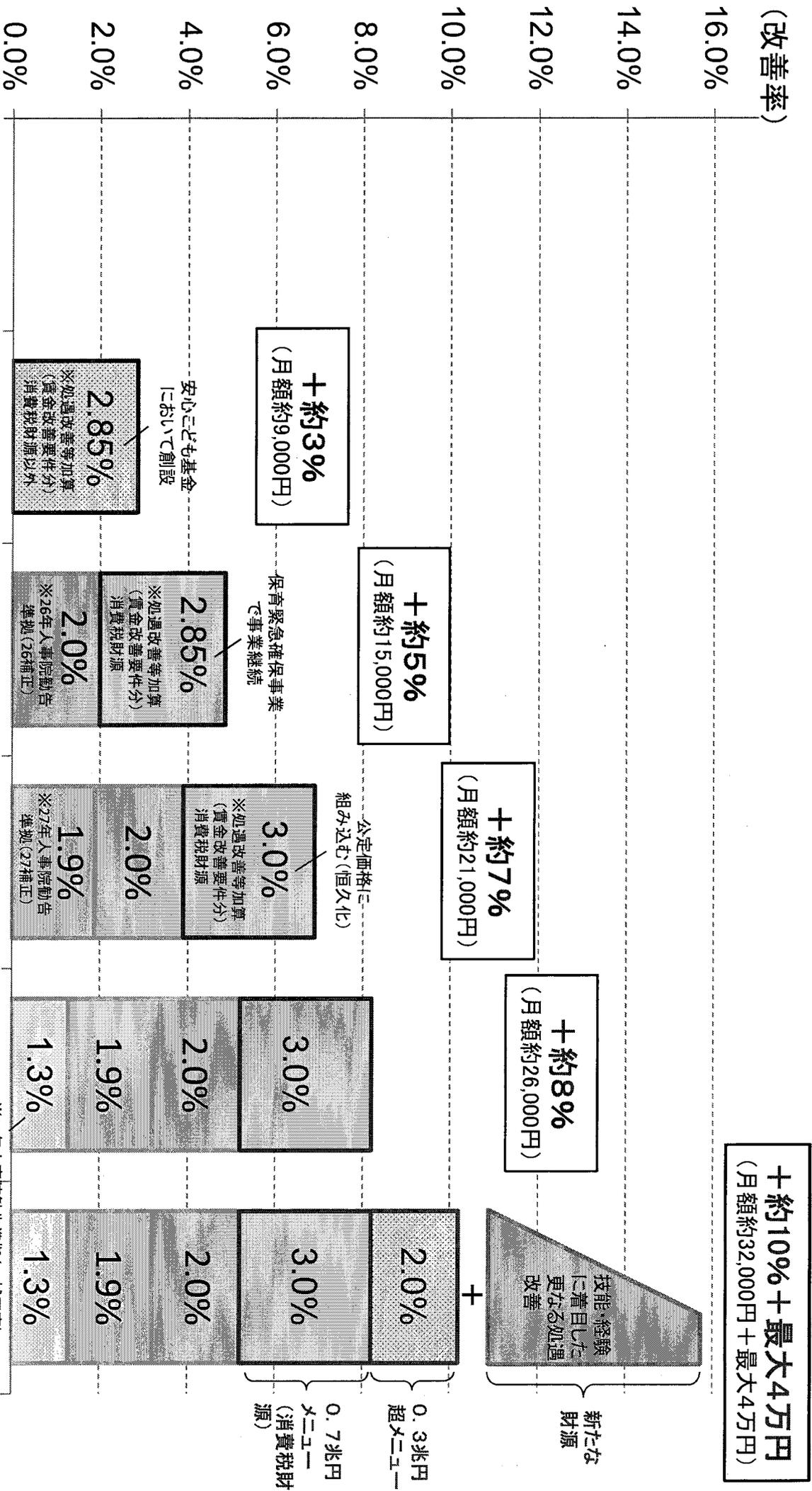
別添資料は、以下、厚生労働省ホームページに掲載されています。

○保育士等の処遇改善案（PDF）

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

保育士等の処遇改善の推移（平成24年度との比較）



十約10%+最大4万円
 (月額約32,000円+最大4万円)

技能・経験
 に着目した
 更なる処遇
 改善

新たな
 財源

0.3兆円
 超メニュー

0.7兆円
 メニュー
 (消費税財
 源)

公正価格に
 組み込む(恒久化)

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

所要額約1,100億円(公費)
※幼稚園、認定こども園等のほか、児童養護施設等
 や放課後児童クラブの職員への処遇改善を含む。

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、
 キャリアアップができる仕組みを構築



園長
 <平均勤続年数24年>
 主任保育士
 <平均勤続年数21年>

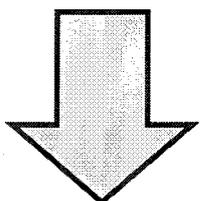
新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体：都道府県等
- ※ 研修修了の効力：全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効



新 副主任保育士 ※ライン職

月額4万円の処遇改善

(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

新 専門リーダー ※スタッフ職

月額5万円の処遇改善

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

月額5万円の処遇改善

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
- ※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

※上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。
 ※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

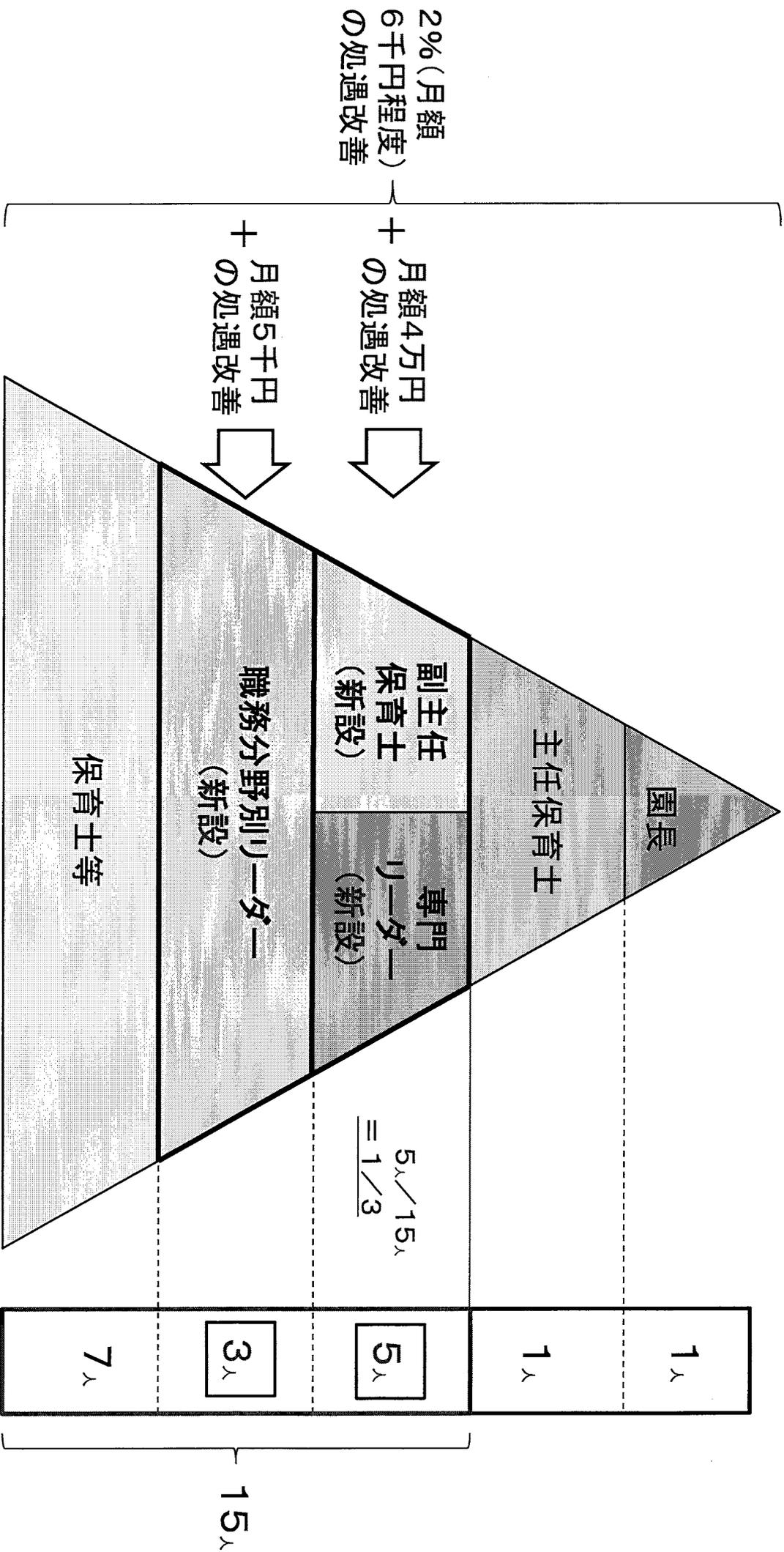
このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

留意事項

- 経験年数に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。
- 研修に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。
- 月額4万円の配分については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員(園長を除く)に配分することができる。ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。
- 技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、職務手当を含む月給により実施。

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

＜定員90人(職員17※人)のモデル(公定価格前提)の場合＞
 ※園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人



※新たな名称はすべて仮称

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・子ども・子育て支援新制度の実施（社会保障の充実分含む）に総額2兆4,487億円が確保—前年度比8.4%増……………1

子ども・子育て支援新制度の実施（社会保障の充実分含む）に 総額2兆4,487億円が確保—前年度比8.4%増

子ども・子育て支援新制度の実施（社会保障の充実分含む）には、総額で2兆4,487億円が確保され、前年度に比して8.4%の増となりました。

このうち、子どものための教育・保育給付は、7,928億円（28年度は6,500億円）に拡充され、保育士の待遇改善や幼児教育の段階的無償化等が、以下盛り込まれました。

・子どものための教育・保育給付【拡充】

《主な充実の内容》

◇保育士等の待遇改善

- ▶ 平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.3%）を平成29年度の公定価格にも反映する。
- ▶ 民間保育所等に勤務する全ての職員を対象とした2%（月額6千円程度）の処遇改善に加えて、
- ▶ キャリアアップの仕組みを構築し、経験年数が概ね7年以上で、技能・経験を積んだ中堅職員に対して、月額4万円（園長及び主任保育士等を除く職員全体の概ね1/3を対象）経験年数が概ね3年以上で、技能・経験を積んだ職員に対して、月額5千円の追加的な処遇改善を実施する。

◇幼児教育の段階的無償化等

- ▶ 市町村民税非課税世帯について、第2子の保育料を無償化とする。
- ▶ 年収360万円未満のひとり親世帯等について、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減する。
- ▶ 1号認定子どもについて、年収約360万円未満相当世帯の保育料を軽減する。

子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」及び「質の向上」部分に着目すると、6,942億円が計上され、前年度から1,004億円の増となっています。

子ども・子育て支援における量及び質の充実（単位：億円）

事 項	平成29年度		平成28年度	
	公費	国費	公費	国費
子ども・子育て支援新制度の実施	6,526	2,985	5,593	2,519
社会的養護の充実	416	208	345	173
合 計	6,942	3,193	5,938	2,692

「量的拡充」と「質の改善」における「職員給与の改善」は、新制度施行時に「まずは3%」とされたものが「5%」まで改善が実現し、さらに人事院勧告に伴う改善（1.3%）及びキャリアアップの仕組みの導入による処遇改善（本ニュースNo.16-48で既報）が図られます。また、保育士等の研修機会の確保のため、保育園等の公定価格における代替職員の配置に要する費用が拡充（保育士等1人当たり年間2日→年間3日）されます。

このほか、待機児童解消加速化プランに基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を支援する「保育対策総合支援事業」では、以下の新規事業・対象事業の拡充が行われます。

【新規】保育園等における業務集約化推進事業、保育人材就職支援事業、都市部における保育園への賃借料支援事業、保育利用支援事業（入園予約制）、医療的ケア児保育支援モデル事業、保育園等の事故防止の取組強化事業、保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業

【拡充】保育士・保育園支援センター設置運営事業、保育士宿舍借り上げ支援事業、民有地マッチング事業

主な新規事業及び対象事業の拡充の具体的内容は、以下のとおりです。

保育士宿舍借り上げ支援事業 拡充

【目的】保育士の就業継続支援として、保育士の宿舍を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

【実施主体】待機児童解消加速化プランに参加する市町村（特別区を含む）

【要求（拡充）内容】対象となる保育士について、採用された日から起算して5年以内の者という要件を設けていたが、この要件を緩和し、採用から10年以内の者まで事業の対象者を拡大する。

【補助率】国1/2 市町村（特別区含む）1/2

※保育園等の設置者が実施する場合は国1/2、市町村1/4、保育園等の設置者1/4

【補助単価】1人当たり月額82,000円（上限）

保育環境改善等事業 拡充

【事業概要】保育園において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児保育（体調不良時対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な経費の一部を助成する。

【実施主体】都道府県、市区町村

【拡充内容】保育環境改善等事業を拡充し、一時預かりの継続利用を実施するために必要な改修費及び放課後児童クラブにおける乳幼児の受入れに必要な設備等に要する費用を補助対象にする。

【補助率】国1/2 市区町村1/2

※一時預かり事業の継続利用及び放課後児童クラブにおける乳幼児の受入れの改修費・設備等の場合

【補助額】1施設当たり32,000千円

サテライト型小規模保育事業の創設 新規

- 小規模保育事業など、3歳未満の子どもの受け皿拡大を進める一方、当該子どもの3歳到達時における保育園等への接続が課題となっている。

- このため、「サテライト型小規模保育事業」を創設し、保育園等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】市区町村 【補助率】国1/2 市町村1/2 【補助額】1カ所当たり4,312千円

保育利用支援事業（予約制） 新規

【事業内容】0歳児期間に育児休業を取得した場合、職場復帰に向け、保育園に入園できるかどうかの不安を解消するため、

- ① 育児休業明けから保育園に入園する翌4月までの間における一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの代替サービスの利用料を支援
- ② 当該保育園が予約制を導入するために必要な保育、予約児童が入園するまでの間の保護者からの相談、自治体との連絡調整等に対応するための職員1人分の人件費を加算

【実施主体】市町村 【補助率】国1/2 市町村1/2



医療的ケア児保育支援モデル事業 新規

【事業内容】医療的ケア児について、その保護者や児童が保育園利用を希望される場合に、受け入れることができる保育園の体制の整備を行う。

医療的ケア児…人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケア児の受入れを行う保育園等に必要に応じて看護師を派遣する。

あわせて、医療的ケア児を受け入れるに当たって以下の取組を実施。

- ・ 保育士のたん吸引等を実施するための研修受講を支援する。（当該研修に係る代替職員の配置等）
- ・ 医療的ケア児受入れの際に、（研修受講済み）保育士を補助する保育士等の加配を行う 等

【実施主体】都道府県又は市町村

【補助率】国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2

（市町村が実施する場合は、国1/2 都道府県1/4 市町村1/4）

平成29年度予算関連の資料は、以下URLからご覧いただくことができます。

○内閣府：平成29年度予算（案）の概要

http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h29/yosan_gai_h29.pdf

○平成29年度厚生労働省予算案の概要

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/17syokanyosan/index.html>

○平成29年度予算案の概要（雇用均等・児童家庭局）

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/17syokanyosan/gaiyou.html>

○厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課：平成29年度保育対策関係予算（案）の概要

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123466.html>

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆平成28年度「保育所・認定こども園リーダートップセミナー」 参加申込受付中！◆

全国保育協議会では、平成21年度に『保育所長の研修体系』を作成し、保育所長が備えるべき資質とそのための学習領域について具体的な研修内容をまとめ、平成22～24年度まで「保育所長集中講座」としてモデル的に研修を実施してきました。

これまで実施してきた内容を踏まえ、子ども・子育て支援新制度もふまえながら、現場リーダーに今日的に求められている役割等を学ぶことを目的に、平成26年度から研修名、内容を改編して、本セミナーを開催しております。

開催要項につきましては、会報「ぜんほきょう」12月号に同封して、すべての会員皆さまにお送りしておりますが、まだ定員に余裕がございますので、ぜひ多くの関係者のご参加を賜りたく、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

1. 日程 平成29年2月9日(木)～10日(金)
2. 会場 東京ベイ幕張ホール (No.1～5) 千葉県千葉市美浜区ひび野2-3 TEL. 043-296-1112
3. 参加費 会員 14,000円 / 会員でない方 19,000円
4. 申込締切 平成29年1月27日(金) ※当初1月19日までとしていたものを延長します。
5. 内容
 - ①行政説明「保育行政の動向と課題について(仮)」
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課(予定)
 - ②基調報告「保育をめぐる動向と全国保育協議会の取り組み」
万田 康(全国保育協議会 会長)
 - ③講義Ⅰ 「これからの保育所・認定こども園に求められること
～新たな動向をみすえて～」
大方 美香 氏(大阪総合保育大学 児童保育学部長・教授・同大学院教授)
 - ④講義Ⅱ 「社会福祉法人制度改革への対応
～社会福祉充実計画の策定、充実残額の算定等～」
千葉 正展 氏(独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンター
コンサルティンググループ グループリーダー)
 - ⑤講義Ⅲ 「幼小接続期の育ちと学び～幼児教育研究センター調査から」
掘越 紀香 氏(国立教育政策研究所 幼児教育研究センター 総括研究官)
 - ⑥講義Ⅳ 「メンタルヘルス対策で働きがいのある職場に
～ワーク・エンゲイジメントに注目した組織と個人の活性化～」
島津 明人 氏(東京大学大学院 医学系研究科 精神保健学分野 准教授)

※詳細は全国保育協議会ホームページの「研修会・大会等案内」に開催要項を掲載

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

【お問合せ先】 全国保育協議会事務局 (全国社会福祉協議会 児童福祉部内) (担当: 荒井、山本)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509 E-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 29 年度予算案における企業主導型保育事業関連予算及び税制改正について…………… 1
- ・「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の一部改正について… 3
- ・「第 12 回権利擁護・虐待防止セミナー」開催のお知らせ…………… 3

平成 29 年度予算案における企業主導型保育事業関連予算 及び税制改正について

平成 28 年 12 月 26 日、内閣府から「平成 29 年度予算案における企業主導型保育事業関連予算及び平成 29 年度税制改正の大綱における企業主導型保育事業の取扱いについて（情報提供）」が都道府県・指定都市・中核市宛てに発出されました。

企業主導型保育事業は、平成 28 年度から、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、実施が進められています。

平成 28 年度募集は 12 月 28 日をもって終了となりましたが、来年度当初から平成 29 年度募集が実施される予定です。

平成 29 年度予算案における主な充実内容及び税制上の所要の措置については、下記枠内のとおりです。

【平成 29 年度予算案における主な充実内容】

◎認可保育所等の取扱を踏まえ、保育士等の処遇改善等を実施

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）及び「未来への投資を実現する経済対策」について（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）における記載内容「2%相当の処遇改善と、保育士としての技能・経験を積んだ職員に関する 4 万円程度の追加的な処遇改善」を踏まえた認可保育所の取り扱いを踏まえ、保育士等の処遇改善を実施する。

◎保育補助者雇上強化に関する補助の実施

保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇い上げにより、保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善を実施（例えば、保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施等を実施）した場合に、保育補助者の雇上に係る経費を助成する。

【1 か所当たり、2,215,000 円／年を予定】

◎防犯・安全対策強化に関する補助の実施

保育施設における事故防止や事故後の検証等のためのカメラやベビーセンサーの設置費を補助する。

【1 か所当たり、上限 10 万円を予定】

保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置

1. 大綱の概要

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行う。

2. 制度の内容 ※「○」：非課税、「×」：全部課税

	企業主導型保育 (H29/4/1～H31/3/31 に助成を受けた事業者)	
	現行	改正後
固定資産税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合（注）
都市計画税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合（注）
事業所税	×	課税標準が 価格の1/4（注）
関税 (給食用脱脂粉乳)	×	○

（注）助成を受けた後、5年間の時限措置

	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は 事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）	
	現行	改正後
固定資産税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
都市計画税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
事業所税		○
不動産取得税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合（注）

【企業主導型保育事業ポータルサイト（公益財団法人児童育成協会）】 <http://www.kigyounaihoiku.jp/>

【企業主導型保育事業 実施要綱・助成要綱等】

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 仕事・子育て両立支援事業・その他 > 平成28年度 企業主導型保育事業の助成に係る申請について

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/ryouritsu/josei_shinsei_h.html#youkou

【お問い合わせ先：助成の申請手続き等について】

公益財団法人児童育成協会 両立支援事業部 電話：03-5766-3801 FAX：03-5766-3803

OSAKA しごとフィールド 中小企業人材支援センター内 企業主導型保育事業相談窓口(京阪神地区対応)

電話：06-6910-3765 FAX：06-6910-3781

【お問い合わせ先：企業主導型保育事業全般について】

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)事業第3係 電話：03-5253-2111(内線 38349)

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の一部改正について

国土交通省では、旅行業者、地方自治体、学校その他の発注者が貸切バス事業者を選ぶ際のポイントや、発注の際の留意点を示した「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」を作成し、発注者に対してその周知を図るとともに、これに沿った貸切バス事業者の選定・発注がなされるよう指導・要請しています。

平成 28 年 1 月の軽井沢でのスキーバス事故を受けて、貸切バス事業者が申込者に対して交付する「運送引受書」に、運賃・料金の上限・下限額を記載することとなったことに伴う、ガイドラインの一部が改正されました。

一部改正後のガイドラインは、下記の国土交通省ホームページに掲載されています。

○国土交通省ホーム > 政策・仕事 > 自動車 > 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html

「第 12 回権利擁護・虐待防止セミナー」開催のお知らせ テーマ『これからの成年後見・権利擁護の展望 ～包括的支援の展開のための関係機関の連携・協働～』

全国社会福祉協議会は、平成 29 年 2 月 13 日（月）に「第 12 回権利擁護・虐待防止セミナー」を開催します。

本セミナーは、地域における権利擁護実践者からの報告のもと、関連機関との連携・協働の現状と課題、そして、これからの権利擁護・虐待防止のために必要な体制づくりと取り組み、さらには、ともに生きる地域コミュニティの創造について考察します。

社会福祉法人・社協、福祉施設、行政、民生委員・児童委員をはじめ、権利擁護に関わる多くの方の御参加をお待ちしております。

【日 時】 平成 29 年 2 月 13 日（月） 午前 10 時 15 分～午後 5 時（受付 9 時 30 分開始）

【会 場】 全社協・灘尾ホール（東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル L B 階）

【締 切】 平成 29 年 1 月 30 日（月）

【参加費】 10,000 円

※参加者特典 権利擁護や虐待防止の動向や課題等を掲載した『権利擁護・虐待防止 2017』を当日配布
【プログラム】

【講演Ⅰ】「これからの成年後見制度」内閣府 成年後見制度利用促進委員会事務局参事官 須田 俊孝 氏

【講演Ⅱ】「障害者の地域生活と権利擁護」東洋英和女学院大学大学院教授 石渡 和実 氏

【講演Ⅲ】「高齢者の権利擁護・虐待防止」東邦大学看護学部教授 岸 恵美子 氏

【シンポジウム】「包括的支援の展開のための関係機関の連携・協働—地域コミュニティの創造に向けて必要なこと」

（コーディネーター）明治大学法科大学院教授／弁護士 平田 厚 氏

（実践）○住之江区地域包括支援センターにおける権利擁護・虐待防止の取り組み

○地域あんしんセンターたちかわにおける成年後見制度等の取り組み

○埼玉県あんしんセーフティネットと生活困窮者自立支援制度との協働

○児童虐待防止に向けた要対協の機能強化の取り組み

【お申込】 開催要項、申込方法等については、下記の URL から要綱をダウンロードし、ご覧ください。

http://www.shakyo.or.jp/news/seminar_No12_20161215.pdf

【お問合せ先】 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部広報室（担当 佐藤、浄閑）

TEL 03-3581-7889 FAX 03-3580-5721 E-mail z-koho@shakyo.or.jp

事務連絡
平成28年12月26日

各都道府県・指定都市・中核市

子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

経済・産業振興又は労働部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官
(子ども・子育て支援担当)

平成29年度予算案における企業主導型保育事業関連予算及び
平成29年度税制改正の大綱における企業主導型保育事業の取扱いについて
(情報提供)

平素より、企業主導型保育事業の推進にあたってご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記については、別添のとおりとなりましたので、情報提供させていただきます。

各都道府県におかれましては、別添の内容につきまして、管内市区町村あて周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、企業主導型保育事業実施企業の募集につきましては、平成28年度募集については12月28日をもって終了となりますが、来年度当初より平成29年度募集を実施する予定としております。各地方自治体におかれましては、管内企業等へ周知・働きを行っていただくとともに、各地方自治体の福祉部門及び商工労働部門、各商工会議所及び社会福祉協議会等の関係機関が有機的に連携し、本事業がより一層推進されるようお願いいたします。

なお、今回お示した事項の詳細については、具体的内容・取扱いが固まり次第、速やかに情報提供させていただきたいと思っておりますので、ご留意願います。

【照会先】

(企業主導型保育事業制度(関連予算含む。)に関する事)

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)

事業第3係 佐藤純一 TEL 03-6257-1697

(平成29年度税制改正の内容に関する事)

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)

企画担当 橋本正樹 TEL 03-6257-1465

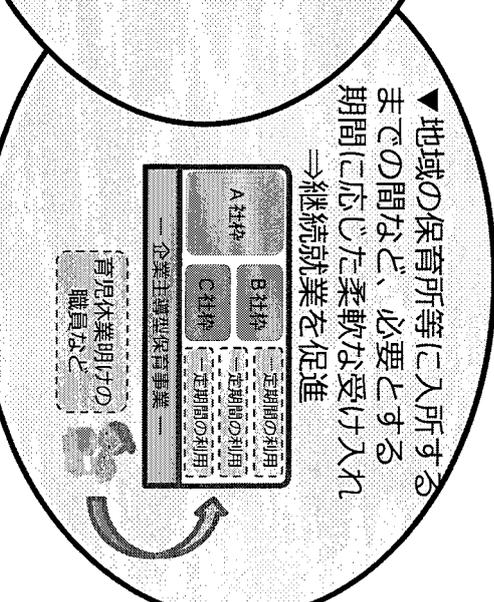
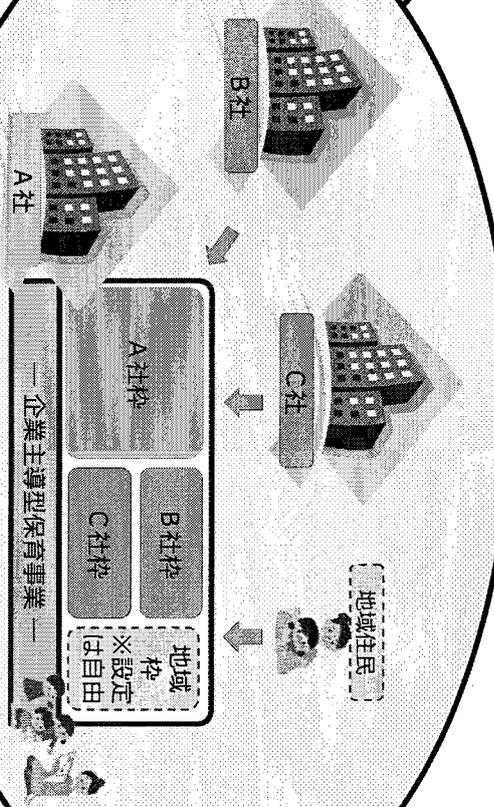
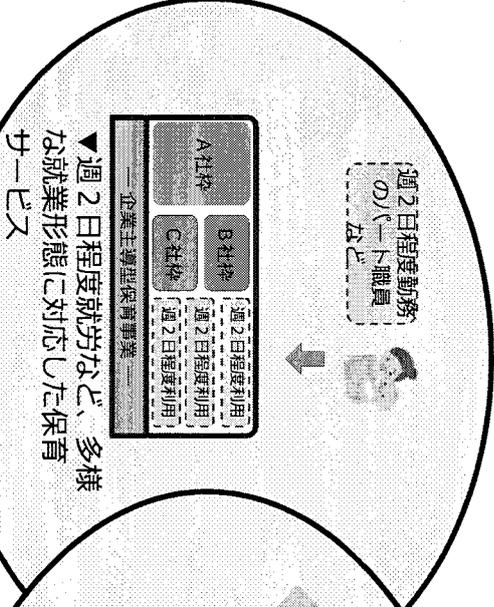
企業主導型保育事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

別添資料 1

平成29年度予算案 1,309億円(797億円)

【事業概要】

- ◎平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに50万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。
 - ◎事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みにより、約5万人分の保育の受け皿の整備を進めていく。
- 【平成29年度予算案における主な充実内容】
- ◎認可保育所等の取扱を踏まえ、保育士等の処遇改善等を実施
 - ◎保育補助者雇上強化に関する補助の実施
 - ◎防犯・安全対策強化に関する補助の実施



本事業の特徴

- 設置に市区町村の関与なし
- 利用も直接契約
- 地域枠設定も自由
- 複数企業の共同利用も自由

- 多様な勤務形態に対応した多様な保育サービスも可能
- 整備費・運営費を補助

多様な就労形態に対応した延長保育、夜間保育、休日保育等多様な預かりを必要に応じて実施

【平成29年度予算案における主な充実内容】

◎「認可保育所等の取扱を踏まえ、保育士等の処遇改善等を実施

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)及び「未来への投資を実現する経済対策」について(平成28年8月2日閣議決定)における記載内容「2%相当の処遇改善と、保育士としての技能・経験を積んだ職員関する4万円程度の追加的な処遇改善」を踏まえた認可保育所の取り扱いを踏まえ、保育士等の処遇改善を実施する。

【具体的な加算の要件等については、追ってお示いたします。】

◎保育補助者雇上強化に関する補助の実施

保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇い上げにより、保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善を実施(例えば、保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施等を実施)した場合に、保育補助者の雇上に係る経費を助成する。

【1か所あたり、2.215千円/年を予定】

◎防犯・安全対策強化に関する補助の実施

保育施設における事故防止や事故後の検証等のためのカメラやベビーセンサーの設置費用を補助する。

【1か所あたり、上限10万円を予定】

保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置

(固定資産税、都市計画税、事業所税、不動産取得税、関税)

別添資料2

1. 大綱の概要

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行う。

2. 制度の内容

※「○」:非課税、「×」:全部課税

	企業主導型保育 (H29/4/1～H31/3/31に助成を受けた事業者)	
	現行	改正後
固定資産税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
都市計画税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
事業所税	×	課税標準が 価格の1/4
関税 (給食用脱脂粉乳)	×	○

	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内 保育事業(利用定員が1人以上5人以下)	
	現行	改正後
固定資産税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
都市計画税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
事業所税		○
不動産取得税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 都道府県の条例で定める割合

(注)助成を受けた後、5年間の時限措置